

農林金融

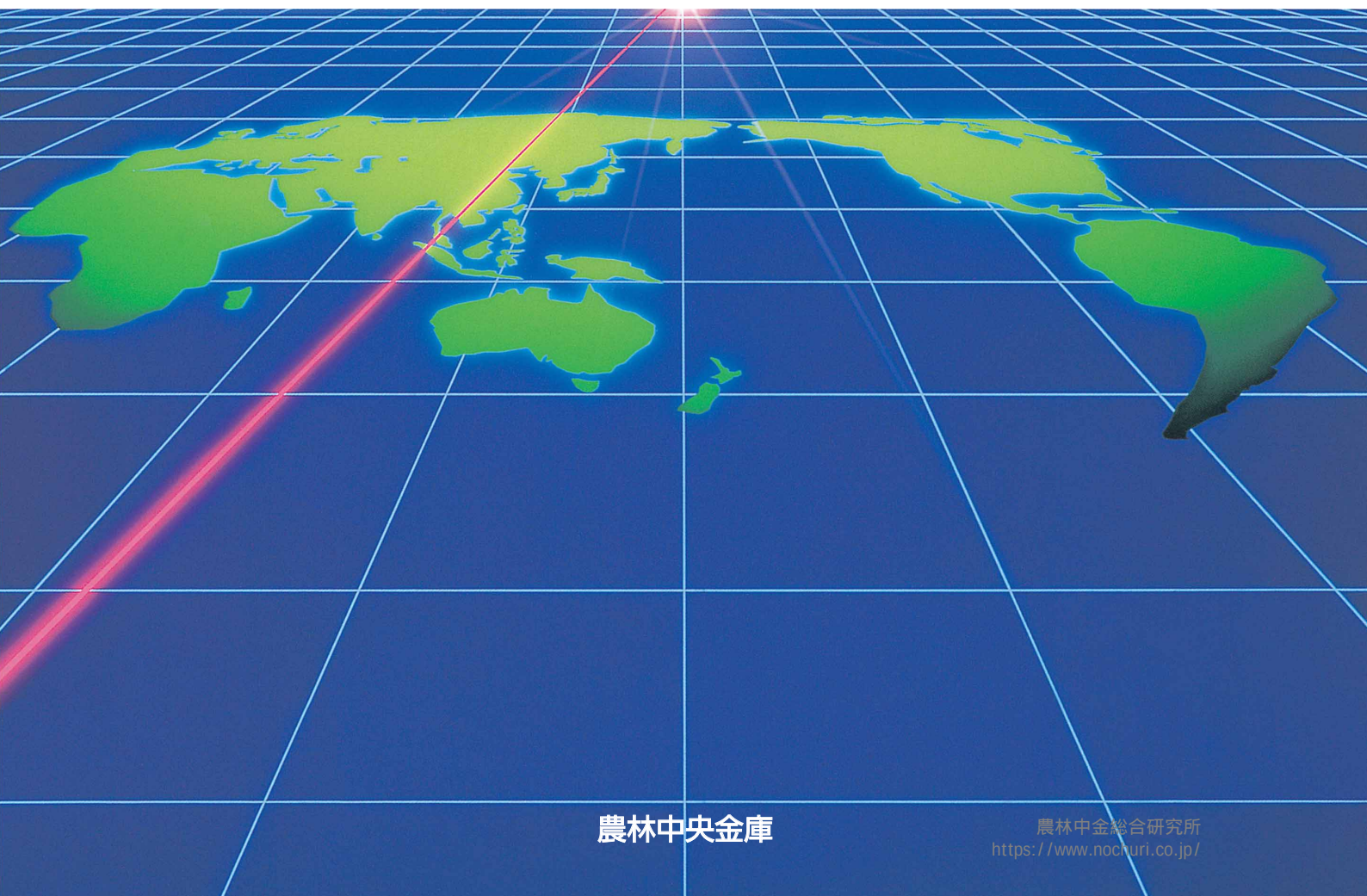
THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2022 **11** NOVEMBER

持続可能な協同組合事業に向けて

●欧州の協同組合銀行におけるサステナブルファイナンスの取組み

●農協による都市農村交流の取組みの系譜と今日的意義



問われる二つの持続可能性

本号に掲載する3本の論文に通底する背景は、日本国内における持続可能性の確保の必要性である。重頭論文は経済社会の持続可能性を高めるための金融の仕組みを論じており、EUを題材としているが日本にも示唆するところが大きい。一方、尾中論文は援農、佐藤論文も外部からの農業労働力に関連する題材を取り上げている。地域外から労働力を調達しなければ生産の維持が難しくなってきた情勢を反映している。労働力の調達という面で経済的な持続可能性の維持が課題となっているといえる。

重頭論文は欧州の協同組合銀行によるサステナブルファイナンスの取組みを紹介している。EUでは、銀行が環境・社会・ガバナンス（ESG）の側面から融資先企業を評価し、対話しながら持続可能な社会・経済への移行を誘導するための仕組みが作られている。銀行は、EUの成長戦略でもある包括的な環境・気候対策「欧州グリーンディール」に沿った移行への投資に貢献することが期待されている。EUの協同組合銀行では全国機関から地方金庫へとノウハウを提供して対応を進める一方、情報開示が義務づけられていない中小・零細企業については別途の対応を試みている。

論文は直接日本に言及していないものの、こうした動きは日本の地域金融機関にも無縁ではないと考えられる。日本では既に大手金融機関を中心に取組みが進みつつあるほか、金融庁はサステナブルファイナンス研究会を開催して既に報告書を2回出しており、国内でのあり方を検討している。持続可能な経済・社会への移行へ向けた対応は避けて通れないであろう。

佐藤論文は農協による都市農村交流の全体像を明らかにし、その中に近年の動向を位置づけようとしている。農協の取組みは地域の実情に応じて多様であるが、全体の傾向としては、都市と農村の住民同士の交流というよりも農業生産者と非生産者の交流という性格が強く、その分野は時代を追って体験・旅行から、消費、そして労働・就農へと拡大してきた。そして近年の二つの事例では、労働力や担い手の不足に悩む生産者や産地と、農業に関わりたい意向を持つ非生産者のニーズを結び付けて農協が内発的に取り組んでいるという。このように現場の創意工夫により新たな取組みが生み出されている一方、実践は一部の農協に限られる。中長期的な取組みが必要なうえ単独では収益が上がらないことが支障になっているとみられる。これは潜在的に次の尾中論文につながる論点である。

尾中論文は、援農で農作業に参加した会社員に生じる心理的効果を心理学テストに基づき測定するという、当誌としては異例のアプローチをとっている。企業がCSRの一環として援農を行う場合、参加社員に及ぼす影響が検討課題となる。この事例では緊張など負の感情全般が減少し、アンケートにより主観的な評価も良好であることが確認された。農家の労働力不足が深刻化する中で、援農が企業の地域貢献として意識されているのである。尾中は従来から地域の組織間連携について研究しており、本論文の最後でも農協組織との連携を提案している。

（（株）農林中金総合研究所 理事研究員 平澤明彦・ひらさわ あきひこ）

今月のテーマ

持続可能な協同組合事業に向けて

今月の窓

問われる二つの持続可能性

(株) 農林中金総合研究所 理事研究員 平澤明彦

欧州の協同組合銀行における
サステナブルファイナンスの取組み

重頭ユカリ — 2

非生産者との協働に着目して

農協による都市農村交流の取組みの系譜と今日的意義

佐藤彩生 — 20

情
勢

援農が心理面に及ぼす影響と受入農家の留意点
——西鉄グループ社員のアンケート結果に基づいて——

尾中謙治 — 36

談話室

進む地球温暖化、進むかカーボンニュートラル社会

(株) 農林中金総合研究所 取締役会長 大竹和彦 — 34

統計資料 — 46

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

欧州の協同組合銀行における サステナブルファイナンスの取組み

調査第一部長 重頭ユカリ

〔要 旨〕

EUでは、SDGsを政策の基礎をなす指針として位置づけ、持続可能な社会への移行を成長戦略の目標に据えている。それには多額の投資が必要になるため、環境、社会、ガバナンスを考慮し、持続可能な経済活動に資金を供給する「サステナブルファイナンス」が重要になっている。2018年に策定されたサステナブルファイナンス行動計画に沿って、何が持続可能な経済活動かを分類する「タクソノミー」の導入や開示に関するルール作り等が急速に進んでいる。

そうした状況下で、協同組合銀行がどのように持続可能性の向上を戦略に織り込み、取引先に対応しているかを、オランダのラボバンクとフランスのクレディ・アグリコルを例にみてみた。両行では、気候変動等が事業に与えるリスクを特定しつつ、それへの対応を新たな事業創出の機会とし、また、取引先の実態を把握したうえで課題について対話を行い、課題解決のための提案を行っている。

こうした実態を踏まえ、協同組合銀行がもつ強みと、抱える可能性がある課題についても指摘した。

目 次

はじめに

1 EUのサステナブルファイナンス行動計画

- (1) 2015年以降の動き
- (2) サステナブルファイナンス行動計画
- (3) タクソノミーと開示
- (4) 小括

2 協同組合銀行のサステナブルファイナンスへの取組み

- (1) オランダのラボバンク・グループ

- (2) フランスのクレディ・アグリコル・グループ

- (3) 小括

3 協同組合銀行の特徴

- (1) 協同組合銀行の強み
- (2) 協同組合銀行が抱える課題

おわりに

はじめに

Migliorelli and Lamarque (2022) は、「デジタル化とガバナンス以外に、近い将来、協同組合銀行を進化させる主な推進力は、おそらく持続可能性（sustainability）だ」と述べている。^(注1) EUでは、持続可能な社会への移行を目指すことを成長戦略の目標に据えており、移行を促進するための資金供給の重要性が高まっている。

本稿では、EUにおけるサステナブルファイナンスをめぐる動きを簡単に振り返ったうえで、そうした動きのなかで協同組合銀行がどのような対応を行っているかをまとめ、協同組合銀行ならではの強みや課題について検討する。

(注1) Migliorelli and Lamarque (2022) pp.20.
ガバナンスについては重頭 (2019)、デジタル化については重頭 (2022) 参照。

1 EUのサステナブル ファイナンス行動計画

欧州で共同体としての環境政策が始まったのは1973年である。^(注2) 同じような時期に環境面、社会面、倫理面への影響を重視する金融のイニシアティブも各地で誕生している。つまり環境問題への政策的取組みも、それに着目した金融面でのイニシアティブも近年になって生じたものではないが、以下ではパリ協定締結や持続可能な開発目標（以下、SDGsという）採択が行われた15年以降について取り上げる。

(注2) 新開 (2021) による。

(1) 2015年以降の動き

15年9月には、国連本部において国連持続可能な開発サミットが開催され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。アジェンダで掲げられたSDGsは、「誰一人取り残さない」を理念として17の目標と169のターゲットで構成されている。EUでは、SDGsを政策の基礎をなす指針として位置づけ、SDGsの17の目標を6つの優先課題に振り分けている。

15年11月末からパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（通称COP21）では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」ための国際的な枠組み「パリ協定」が合意された。EUは30年までに90年比で少なくとも温室効果ガスの排出を40%削減するという目標を設定し、16年10月にパリ協定を批准した。

その後19年12月に欧州委員会が発表した包括的な気候・環境対策「欧州グリーン・ディール」では、50年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標を定め、30年の削減目標を従来の40%から50%ないし55%に引き上げることとした。その後21年7月に施行された欧州気候法で、55%以上削減する目標が法定化された。欧州グリーン・ディールは、前述の欧州委員会の優先課題の1つであり、SDGsの17目標のうち少なくとも12の目標に貢献するものと考えられている。

欧州グリーン・ディールは、持続可能な社会への移行を新たな成長戦略とするものであり、すべてのEUの行動と政策は、その目標に貢献する必要があるとしている。例えば、20年5月に発表された「農場から食卓まで (Farm to Fork)」戦略は、農業生産から消費までにわたるフードシステムを、公正で健康に良く環境に配慮したものにするためのものであり、30年までに化学農薬の使用量を50%削減、全農地の少なくとも25%を有機農業とする等の目標を掲げている。

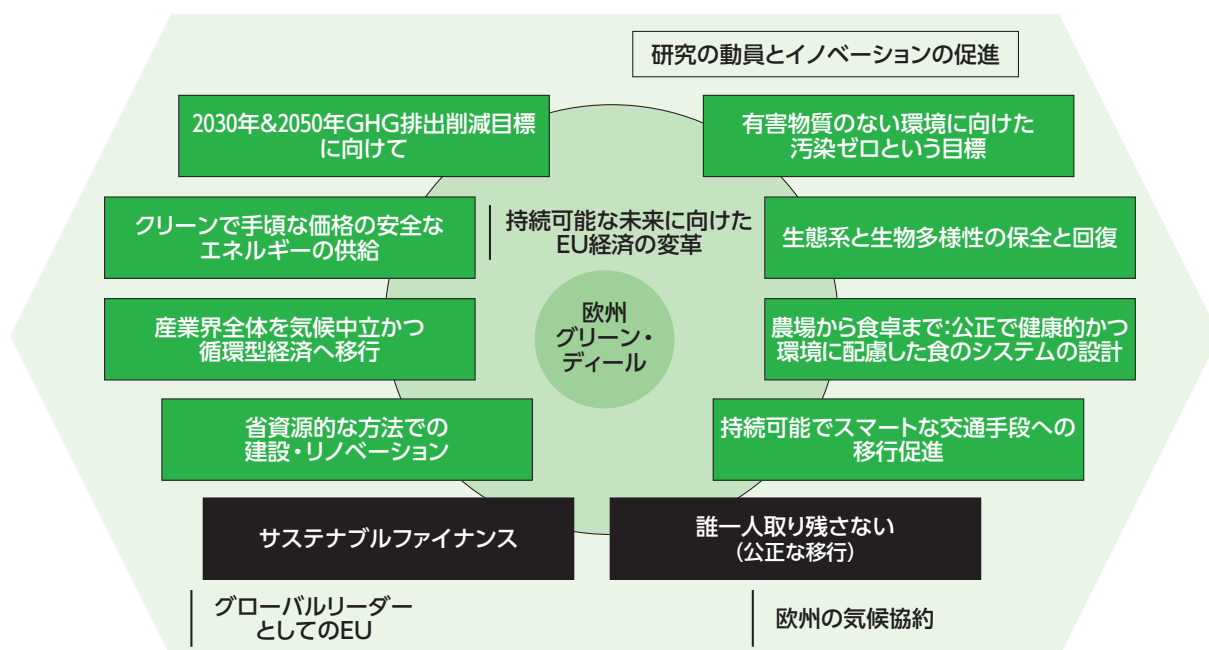
このほかにも欧州グリーン・ディールは第1図に示される目標を掲げているが、これらを達成するためには多額の投資が必要である。欧州委員会はその額について2,600億ユーロの追加投資、18年のGDPの約1.5%

が必要になると推定しており、金融機関には、そうした投資配分において主導的な役割を果たすことが期待されている。

蓮見 (2022) は、「欧州グリーンディールは、(1) サーキュラー・エコノミー (循環型経済) への転換に焦点を当て、(2) 脱炭素社会への移行に伴い影響を受ける地域や人々に対する社会政策についてEUレベルで取り組む姿勢を示し、(3) 資金の流れを持続可能な経済活動へと誘導するルール設定 (サステナブル・ファイナンス) を示したという3つの点において、これまで十分な成果を上げることのできなかった過去の成長戦略 (リスボン戦略、欧州2020戦略) と異なっている^(注3)」としている。

(注3) 蓮見 (2022) <http://yuken-jp.com/report/2022/04/21/137/> (2022年10月5日最終アクセス)

第1図 欧州グリーン・ディール



資料 European Commission (2019)
 (注) 用語の訳はQuickESG研究所の記事(<https://www.esg.quick.co.jp/research/1098>)を参考にした。
 サステナブル・ファイナンスについては、原文のFinancing the transitionを筆者が意訳。

(2) サステナブルファイナンス行動計画

ここで、サステナブルファイナンスとは具体的にどのようなものを指すのか、少し長くなるが欧州委員会のウェブサイト^(注4)の説明をみておきたい。

「サステナブルファイナンスとは、金融セクターの投資判断において、環境・社会・ガバナンス（ESG）を考慮し、持続可能な経済活動やプロジェクトに対してより長期的な投資を行うプロセスを指す。環境への配慮には、気候変動の緩和と適応、生物多様性の保全、汚染防止、循環型経済など、より広範な環境問題が含まれる。社会的配慮とは、不平等、包括性、労使関係、人的資本やコミュニティへの投資、人権問題などを指す。経営構造、従業員関係、役員報酬などを含む、公的機関や民間機関のガバナンスは、意思決定プロセスに社会的・環境的配慮が含まれるようにするうえで、基本的な役割を果たす」。つまり、従来のように収益性だけに着目するのではなく、プロジェクトの環境面、社会面、ガバナンスについても考慮することによって、持続可能な経済活動に資金を振り向けようとしているのである。

欧州委員会は16年12月にサステナブルファイナンスについてのハイレベル専門家グループを立ち上げた。同グループによる18年1月の最終報告書を踏まえ、同年3月には、サステナブルファイナンス行動計画を公表した。これは、EU27か国全体でサステナブルな投資を促進することを目的とする政策目標である。

行動計画では、大きく分けて、①サステナブルな経済活動を分類するための分類システム（タクソノミー）の確立（第1表の1）、②サステナブルな投資の選択に必要な情報を投資家に提供するための開示制度（同4、7、9）、③ベンチマークやグリーンボンド基準等のツールの導入（同2、5）を打ち出した。つまり、サステナブルな経済活動を区別する基準を明確化し、それを活用した情報開示を行うことによって、実態がともなわないにもかかわらず「環境に優しい」「社会のためになる」と見せかける「ウォッシュ」を排除しようとしている。

20年には、常設の専門家グループ「サステナブルファイナンス・プラットフォーム」が設置され、欧州委員会に対してサステナブルファイナンス政策全般に関する助

第1表 行動計画の10項目

1	サステナビリティ活動のためのEU分類システム(タクソノミー)の確立	6	格付及び市場調査におけるサステナビリティの統合
2	グリーン金融商品の基準やラベルの作成	7	機関投資家及び資産運用会社の義務の明確化
3	サステナブルなプロジェクトへの投資の促進	8	プルデンシャル要件にサステナビリティを組み入れる
4	投資アドバイスの際にサステナビリティを組み入れる	9	サステナビリティ情報開示の強化及び会計基準の策定
5	サステナビリティ・ベンチマークの開発	10	サステナブルコーポレートガバナンスの促進及び金融市場における短期主義の抑制

資料 European Commission (2018)
(注) 項目の翻訳にあたっては今井(2022)を参考にした。

言やタクソノミー等に関する助言等を行っている。欧州委員会は21年7月に新たな戦略として、「持続可能な経済への移行への資金調達に関する戦略」を公表したが、これは上記の行動計画の検討事項に追加して、持続可能な経済への移行のための資金調達を支援することを目的にトランジションファイナンス等の分野での行動を提案している。

(注4) https://finance.ec.europa.eu/sustainable-finance/overview-sustainable-finance_en
(2022年10月5日最終アクセス)。

(3) タクソノミーと開示

上述の行動計画に沿って各項目に関する取組みが進行中であるが、以下ではサステナブルな経済活動を分類するためのタクソノミーと、開示制度について簡単に触れておきたい。

20年7月に施行されたEUタクソノミー^(注5)規則は、①気候変動の緩和、②気候変動の適応、③水資源と海洋資源の持続可能な利用と保全、④循環型経済への移行、⑤汚染の予防と管理、⑥生物多様性と生態系の保全と再生の6つの目標を対象としている。加えて、目標に対して、経済活動が環境的に持続可能(グリーン)と認定されるために満たすべき4つの包括的な条件を定めている。具体的には、ある目的のためにはプラスであってもそれを達成するためにほかの面でマイナスになることを避けるため(例えば太陽光パネルがリサイクルできない等)、①～⑥の少なくとも1つの目的に対して実質的な貢献をし、①～⑥の目的に著しい害

を与えず、さらに最低限の社会的セーフガード(人権等)を満たし、技術的なスクリーニング基準に従うものを環境的に持続可能な経済活動としている。

上記①～⑥の目的のうち、①気候変動の緩和(温室効果ガスの排出削減と吸収対策)と②気候変動の適応(気候変動の悪影響の回避や軽減)については、22年1月から細則が適用されている。その他の③～⑥の4分野については、サステナブルファイナンス・プラットフォームが22年3月に最終報告書を公表し、23年1月から細則が適用開始となる見込みである。同プラットフォームは、社会的に持続可能な経済活動を分類するソーシャルタクソノミーについての最終報告書を22年2月に、3月には環境的に持続可能な経済活動には該当しないが著しい害を与えない経済活動へのタクソノミーの拡大についても最終報告書を刊行している。

タクソノミー規則の規定が適用されるのは、①環境的に持続可能な金融商品や社債に関して、金融市場参加者または発行者に対して加盟国またはEUが要求事項を定めた措置、②金融商品を提供する金融市場参加者、③非財務情報開示指令(以下、NFRDという)の対象となる企業である。③のNFRDの対象となる企業とは、従業員数500人以上の公共の利益に関わる大規模企業で、具体的には上場企業(中小企業は含まない)、銀行、保険会社、その他各国が指定する企業を指す。これらの企業は、環境、社会、従業員関連事項、人権尊重、汚職や贈収賄防止、取締役会の多様性等の非財務情報の

開示を求められている。

上記に該当する大規模企業はタクソノミー規則により、タクソノミーの基準を満たす売上の割合とタクソノミーの基準を満たす資本的支出（CapEx）および運営費用（OpEx）の割合の開示が求められている。また、金融商品を提供する金融市場参加者には、金融商品の基礎となる投資が貢献する環境目的、タクソノミーの基準を満たす活動への投資割合の開示が、いずれも22年1月1日^(注6)から求められている。

なお、上述のNFRD改正案として、21年4月には「企業の持続可能性に関する開示指令提案」（以下、CSRDという）が公表されている。CSRDは、ダブルマテリアリティ、つまり、企業活動が環境や社会に与える影響と、気候変動等が企業活動に与える影響の両面から開示を行うことを求めている。具体的な項目としては、ビジネスモデルや戦略、持続可能性に関する目標や進捗についての説明、開示に関連する指標（KPI）等が挙げられている。

CSRDの対象は、大企業およびEUの規制市場に上場をしている企業（中小企業を含み、零細企業を除く）、銀行、保険会社であり、大企業とは、総資産2,000万ユーロ、売上高4,000万ユーロ、事業年度の平均従業員250名の3つのうち2つ以上の基準値を超える企業を指す。これに該当する企業数は49,000社となり、NFRD適用対象の約11,600社から大幅に増加する見込みである。欧州理事会のプレスリリースによると、CSRD^(注7)は、NFRD対象企業については24年1月1

日、NFRD非対象の大企業は25年1月1日、上場中小企業や小規模で複雑ではない信用機関等は26年1月1日（中小上場企業は免除期間あり）に適用開始とされている。

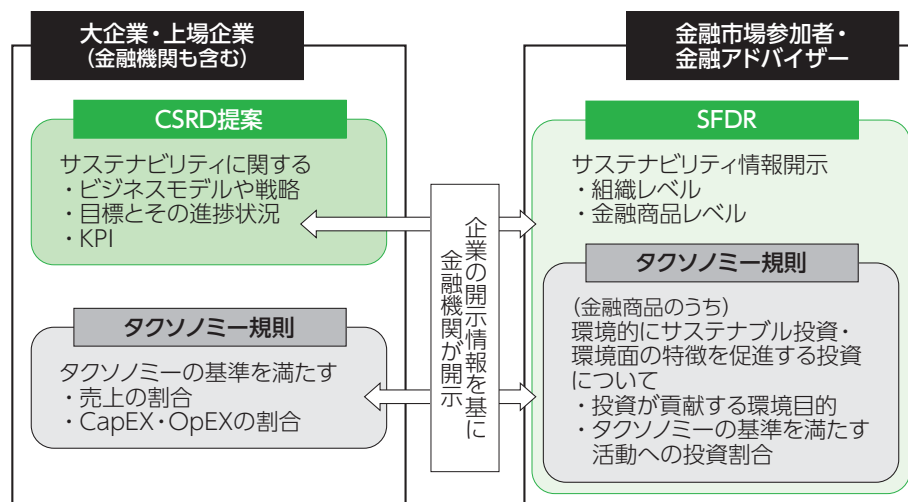
また、金融機関に対しては、サステナブルファイナンス開示規則^(注8)（以下、SFDRという）が21年3月から適用されている。これは、前述の行動計画の10項目の⑦にあたるもので、組織レベルでの情報開示として、持続可能性リスクの統合に関する方針、持続可能性への悪影響、報酬方針について金融機関のウェブサイトで開示することを求めている。また、金融商品レベルでは、金融商品へのESGの組入れ度合いに応じて「持続可能な投資」と「環境面、社会面の特徴を促進する投資」に分類し、情報開示を行うことを求めている。

タクソノミー規則、CSRD提案、SFDRという3つの法規則の関係は第2図のように整理されている。CSRD適用企業がタクソノミーに沿った活動の割合を開示することによって、企業や投資ポートフォリオの比較が可能になり、投資家や金融市場参加者の投資判断の指針になる。金融機関は企業の開示情報を利用して、金融商品を設計することができる。

(注5) REGULATION (EU) 2020/852 18 June 2020 on the establishment of a framework to facilitate sustainable investment, and amending Regulation (EU) 2019/2088
EUにおいて「規則」は域内の国、企業等を直接規制するものであり、加盟国の国内法よりも優先して適用される。一方「指令」は直接適用されず、加盟国の国内法への受容が必要であるが、その際に各国には一定の裁量権が与えられる。

(注6) ①気候変動の緩和と②気候変動の適応につ

第2図 サステナビリティ情報開示における3つの法規制の関係



資料 環境省グリーンファイナンスポータル「EUにおけるサステナビリティ開示関連規則の策定の動き」
 (原注) 出所 タクソノミー規則、SFDR及びCSRD提案を基にCSRデザイン環境投資顧問(株)作成

いて。

(注7) Council of the EU Press release 21 June 2022

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/06/21/new-rules-on-sustainability-disclosure-provisional-agreement-between-council-and-european-parliament/> (2022年10月5日最終アクセス)

(注8) REGULATION (EU) 2019/2088 27

November 2019 on sustainability - related disclosures in the financial services sector

(4) 小括

ここまで、EUのサステナブルファイナンス行動計画に沿った動きの一部を示した。EU内でも現在進行形で事態が急速に進展しているほか、EU外でも様々なイニシアティブが進行中であり、ESG情報の開示等では収斂を目指す動きも進んでいる。欧州グリーン・ディールの概要を示した第1図にも記載しているとおり、そうした動きのなかでEUはグローバルリーダーたることを目指しており、EUで策定したルールを国際的に普及させようとしている。

2 協同組合銀行のサステナブルファイナンスへの取組み

以下では、タクソノミーの導入や情報開示の枠組みの整備が進むなかで、EUにおいて協同組合銀行がどのような取組みを行っているのかをみてみたい。協同組合銀行のなかでも、グループ全体の情報が入手しやすいオランダのラボバンクとフランスのクレディ・アグリコルを取り上げる。両行とも様々な取組みを行っており、情報開示の量も多いため、以下ではグループ全体としての持続可能性に関する情報開示の状況、戦略の策定、ガバナンス、温室効果ガスの削減状況に絞ってみていく。

(1) オランダのラボバンク・グループ

a ラボバンク・グループの概要と情報

開示の状況

ラボバンク・グループは、以前はローカルバンクと全国組織ラボバンク・ネダーランドの二段階制であったが、16年1月1日にすべてのローカルバンクとラボバンク・ネダーランドが合併し、現在では1つの大きな協同組合になっている。ラボバンクは、オランダ国内では保険や資産運用も含めた総合金融サービスを展開し、国外では農業・食品分野に焦点を当て36か国で事業を展開している。

サステナブルファイナンスへの取組みについては、21年の年次報告書に「気候関連の財務状況開示とタクソノミー」の章を設け、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に沿った開示を行っている。別途「2021年の我々のインパクト」や、上記2つを補足するものとして「ESG Facts & Figures 2021」を公表している。ラボバンクが顧客や商品に適用する方針等を示した「持続可能性方針の枠組み(Sustainability Policy Framework)」(セクターポリシーを含む)、方針に基づいた手続きや内部プロセスを含む「持続可能な発展に関するグローバルスタンダード(Global Standard on Sustainable Development)」、後述の持続可能性に関する中期計画等の様々な文書がウェブサイトで公表されており、いずれも英語版を入手することが可能になっている。

b 持続可能性に関する計画とガバナンス

ラボバンクの持続可能性に関する中期計画(Sustainability Ambitions 2020-2024)は、20年1月に公表された。前期計画と異なる点として、すべての事業ラインに持続可能性を組み入れたことが挙げられている。ラボバンクの中核事業に持続可能性を組み込むため、5つのテーマをラボバンクの業務執行の役員会(マネジメントボード)で承認した。

第1のテーマの「分析からビジョン策定へ」は、どのセクターを削減、維持、拡大するかの判断材料とすることを目的に、ラボバンクのセクターポリシーの基礎となる各セクターの長期ビジョン策定を目指すものである。

第2は、前中期計画から導入されている顧客の持続可能性評価ツール「クライアント・フォト」を「e-rating」に発展させることである。

第3の「顧客ごとのパフォーマンス最適化からトランジションバンキングへ」は、顧客の持続可能なビジネスへの移行を促進することによって、SDGsインパクトと財務実績が良好な顧客を増やすことを目的としている。

第4のテーマである「特徴的な商品とサービス」は、商品面に焦点を当て、サステナブルな商品を増やし、それらの商品・サービスの相対的なシェアを拡大しつつ、ラボバンクの間接CO₂排出量の削減に寄与することを目指している。

第5の「業績管理における統合」は、研

修等により職員の持続可能性に関する専門能力を向上させ、業績管理に反映させることを目指している。

持続可能性に関する戦略的方向性や戦略実行をモニターする責任は、マネジメントボードに委ねられている。マネジメントボードのもとに20年に設置されたSDGsバンキング委員会は、持続可能性に関する規定、中期計画や気候関連のプログラム等のモニターや調整などを行っている。21年には気候変動対応の重要性が増したため、SDGsバンキング委員会は会議の頻度を四半期ごとから年8回に増やした。

c 取引先の持続可能性評価

前述の「クライアント・フォト」は、いくつかの質問への結果に基づいて顧客の持続可能性を5段階で評価するもので、100万ユーロ以上のエクスポージャーを持つ顧客を対象にしている。導入初期の分析では、顧客の7%がAレベル、つまり持続可能性の分野でその業界のフロントランナーであり、約85%は持続可能性の重要性は認識しているものの、主に経済的な観点から捉えている企業、そして0.5%がラボバンクの持続可能性に関する基準を満たしていないことが明らかになった。

「ESG Facts & Figures 2021」によれば、21年には、100万ユーロ以上のエクスポージャーを持つ国内リテール顧客16,528のうち、Aレベルは16%を占めるとされている。基準を満たしていない顧客については、エンゲージメントと呼ばれる、持続可能性

要件を順守できるよう顧客に働きかける話し合いを行い、その結果は顧客名を匿名化して同レポートに掲載している。例えば、石油・ガスに直接・間接的に関わる顧客に対しては、エネルギー転換に向けた姿勢や取り組みについてヒアリングを実施したと記されている。21年には19件のエンゲージメントについて記載しているが、うち10件は顧客が持続可能性方針を改善して問題を解決したり、特定の活動を休止したりしたことによって、完了となっている。

クライアント・フォトの導入により、企業の持続可能性のパフォーマンスを把握することが可能になったほか、各セクターにおけるベンチマークの策定や、フロントランナーの特定も可能になった。現中期計画では、これをさらに発展させ、顧客のSDGsに対する影響度を測定するe-ratingを導入するとしている。

(注9) 時期は明示されていないが、2014年に実施した分析とみられる。

d 温室効果ガス排出量の削減

「ESG Facts & Figures 2021」によれば、温室効果ガス排出量のうち、スコープ1（自社施設の燃料の消費、フロン類の漏洩、社有車の使用に伴う直接排出量）は18年から21年に47%減少、スコープ2（自社施設で購入した電気・熱の使用に伴う間接排出量）については同期間に58%減少している。こうした減少には、新型コロナウイルスの感染拡大により、出社が減ったことも影響している。

スコープ3（事業活動の関連する他者から

の間接排出量)に含まれる投融資を通じた排出量に関して、20年にはオランダのポートフォリオの一部について、金融向け炭素会計パートナーシップ(PCAF)の手法を用いて算出を行った。21年には算出する対象範囲を拡大した。ただし、計算にあたっては必ずしも正確なデータが入手できるとは限らないため、推定値や代理指標を用いており、算出された排出量は現在入手できている情報とデータを用いた「最善の努力に基づく推定値」であることに理解を求めている。

パリ協定を順守するための計画については、22年後半により詳細なレポートを公表する予定としている。

e 個人向けの取組みの一例

ラボバンクは、オランダの新規住宅ローン市場で2割のシェアを有しているが、この住宅ローンを通じたCO₂の排出量についても推計している。ラボバンクでは、CO₂排出量の削減を目的に、省エネルギー住宅を対象にした低金利の住宅ローンや、家庭の省エネルギー対策に資金を積み立てる口座を提供している。

住宅をより持続可能なものにすることの重要性を顧客に知ってもらうため、ローンのアドバイザーには持続可能性に関する研修を行っている。アドバイザー等から積極的な働きかけを行うことによって、新規の住宅ローンを組む際にエネルギー消費削減対策を行う顧客の割合は、20年の19%から21年には25%に上昇した。22年には30%へ

の引上げを目指している。

また、住宅所有者向けに、ソーラーパネル、断熱材、ヒートポンプ等、住宅のエネルギー効率を高めるための提案を行うプラットフォームHuisScan(ハウススキャン)を作っている。顧客がウェブサイト上で住所を入力すると、エネルギー効率を高めるための個別アドバイスや、どのくらいエネルギーを節約できるかを把握することができ、複数の業者から設備についての見積りをももらうこともできる。21年にはハウススキャンの利用件数は67,790件だったが、既存顧客に積極的に働きかけを行うことにより、22年には利用件数を倍以上の14万件超とすることを目指している。

(2) フランスのクレディ・アグリコル・グループ

a クレディ・アグリコル・グループの概要と情報開示の状況

フランスのクレディ・アグリコル・グループは、銀行全体で総資産規模が世界第10位、協同組合銀行として最大の規模を誇る。1,120万人の組合員は全国に2千以上ある地区金庫ごとに理事を選出するが、銀行業務は39の地方金庫単位で行われている。全国組織Crédit Agricole S.A.(以下、CASAという)は01年に上場しており、地方金庫はボエシ通り持株会社を通じて、CASAの株式の55.5%を保有している。グループ内では、地方金庫は主にリテール分野の業務を行い、持株会社であるCASAの子会社クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・

インベストメント・バンク（以下、CACIBという）が大企業に対応するといった役割分担を行っている。

CASAの年次報告書（2021年版）には、80頁にわたり非財務実績についての記述があり、そのなかにTCFD提言に沿った情報や、各種イニシアティブで求められる情報の掲載ページを示すクロスリファレンス表が載せられている。非財務実績の報告内容は、基本的にはCASAとその子会社についてであるが、有用な場合には地方金庫の方針や行動計画に関連する情報も記載するとしており、実際に地方金庫の取組みについての^(注10)記述も多い。

クレディ・アグリコル・グループのウェブサイトにはCSRのコーナーがあり、セクター別のCSR方針（セクターポリシー）を含む様々な情報が英語版でも掲載されている。地方金庫に関しては、全国協会FNCAが「地方金庫の社会的・地域的^(注11)貢献」という冊子（フランス語）を刊行しており、全地方金庫を総括したデータや、各地方金庫の優良事例を紹介するコラム等を掲載しているが、開示規制に対応するというよりはCSRレポート的な位置づけであるとみられる。各地方金庫では、それぞれ年次報告書やアクティビティレポート等の報告書を刊行しているが、個別の地方金庫のウェブサイトにあたる必要がある。

(注10) 年次報告書に記載された戦略や取組みがCASAとその子会社に限定されているのか、あるいは地方金庫も含めたグループ全体のものなのか明記されていないものについては、内容から筆者が適宜判断して記載している点に留意されたい。

(注11) 資料名の原題Le pacte societal & territorial des caisses régionalesを意識した。

b 持続可能性に関する計画とガバナンス

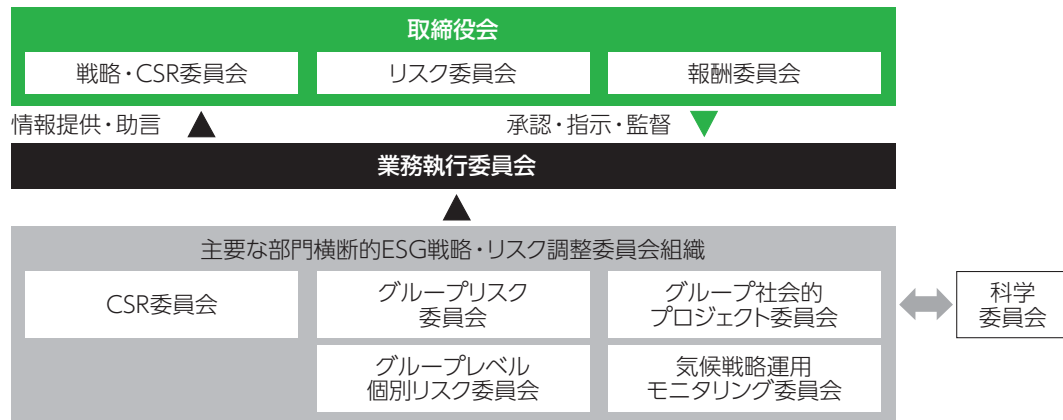
クレディ・アグリコル・グループのESG戦略は3つの軸を中心に展開されている。

1つは、「科学的事実に基づく環境戦略」であり、これは気候戦略、専用ツールの開発、セクターポリシーが、学術的な情報と科学的事実に基づくことをさしている。それらの決定にあたっては、科学委員会のメンバーによる批判的な検討も受ける。科学委員会は、気候や環境問題の専門家などグループ外部のメンバー10名で構成される学際的な組織で、四半期ごとに開催している。各メンバーの専門性を生かして、気候戦略の実施に関連する問題を明らかにし、後述のグループ社会プロジェクト委員会にも提言を行う。

第2は、「社会的結束を促進する包摂的アプローチ」をとることであり、相互扶助の価値を基盤とするレゾナートルに沿って、最低所得者から最富裕層の顧客まで、すべての顧客に対するユニバーサルアプローチを採用している。

第3は、「社会的プロジェクトとその実現を検討するためのガバナンス」であり、グループの社会的プロジェクトとESG戦略は、専用のガバナンス機構であるグループ社会的プロジェクト委員会によって推進されている。この委員会のメンバーは12名で、地方金庫の会長が議長を務め、6名はCASAグループ各社の最高経営責任者、残りは地方金庫の上級管理職で構成されている。そ

第3図 CASAグループ(CASAとその子会社)のESG戦略に関するガバナンス



資料 Cr dit Agricole S.A. (2022)

の他の部門横断的なESG戦略・リスク調整委員会組織を含め、ESG戦略に関するガバナンスは、第3図のとおりとなっている。グループリスク委員会やグループレベル個別リスク委員会の検討対象は、CASAとその子会社についてであるとみられるが、グループ社会的プロジェクト委員会のメンバーには地方金庫のメンバーも含まれ、以下のコミットメントプログラムの内容も地方金庫の業務を含むものであるため、上述のESG戦略は地方金庫とも共有されたものであると考えられる。

グループ社会的プロジェクト委員会は、21年12月に発表した10項目からなるコミットメントプログラムの実施をモニターすることになっている。その10項目は、第2表に示したとおりであり、項目によっては具体的な目標数値が掲げられている。

c 取引先の持続可能性評価

大企業を顧客とするCACIBでは、13年以降、すべての法人顧客にESG評価システム

第2表 クレディ・アグリコル・グループのコミットメントプログラム

気候変動と低炭素経済への移行に向けた行動を起こす
①2050年までにカーボンニュートラルを達成 ②100%の顧客にエネルギー転換について助言し支援する ③企業や農家への融資の分析において、非財務的実績基準を100%組み入れる
結束と社会的包摂を強化する
④社会的・デジタル的包摂を促進するために、いかなる顧客も排除しない幅広い商品とサービスを提供する ⑤最も脆弱な地域の活性化と社会的格差の是正に貢献する ⑥雇用と訓練を通じて、若者の統合を促進する ⑦クレディ・アグリコルの全事業体とそのガバナンスにおいて、ジェンダー平等と多様性を高める
農業・農産物の移行を実現する
⑧競争力のある持続可能な農業食品システムへ向けた技術の進化を支援する ⑨フランスの農業が気候変動との戦いに積極的に貢献できるようにする ⑩食料主権の強化に貢献する

資料 第3図に同じ

を適用している。取引に関連する環境・社会リスクを3段階で評価・管理するもので、少なくとも年1回実施している。

一方、データを公開していない非上場企業に関しては、投融資の際に非財務情報を分析に含めることが困難という課題がある。そこで、20年3月から、地方金庫等では、リレーションシップ・マネジャーを通じて

中堅・中小企業顧客に、ESG質問票を配布している。この質問票は、環境、社会・社会的事項、ガバナンスに関する12の質問で構成されている。リレーションシップ・マネジャーは、主要なESG課題、CSR方針、地域の顧客の行動などに関する研修を受けており、中小企業・中堅企業とESGのプロセスについての話し合いも開始している。さらに、回答をもとに算出されたスコアは、融資の申込みを受けた場合に参考にする。スコア自体は融資の決定には影響しないが、企業の脆弱性が明らかになった場合には、追加の情報を求めることもあるとのことである。

また、19年に策定した気候戦略のアクションプランの一環として、CASAの子会社であるCACIBとアムンディは、取引先である上場企業の気候変動対策を評価する手法として、クライメート・トランジション格付というツールを導入した。CO₂排出量等これまでのエネルギーパフォーマンス、移行へのコミットメント、移行のスピードなど3つの観点で8つの基準を設け、企業をAからGまで格付けするものである。この格付情報は、顧客や投資先との対話を行う際に活用する。21年には手法が確定し、大企業に限定されていた対象を中堅・中小企業にも拡大するため、3つの地方金庫で試行的導入を行っている。

d 温室効果ガス排出量の削減

50年までのカーボンニュートラルという目標に向けて、温室効果ガス排出量のスコ

ープ1と2に関して、CASAとその子会社は16年から20年にかけて排出量15%減という目標を達成し、さらに方針を強化した。科学的根拠に基づく目標設定イニシアティブ（SBTi）の方法論に基づき、19年から30年にかけてスコープ1、2の絶対排出量を46.2%削減することを目標にしている。

スコープ3に関しては、11年から地方金庫を含むグループ全体の投融資を通じた排出量を算出している。その手法は、クレディ・アグリコルからの要請により、パリ・ドフィーンヌ大学およびエコール・ポリテクニクの金融・持続可能な発展講座が開発したSAFE法を用いている。

排出量削減のため、フランス国内のCASAとその子会社のすべての拠点では、再生可能エネルギーによる電力を利用しているほか、従業員や顧客に電気自動車への切替えを促すため、事業所や支店に電気自動車の充電ステーションを設置している。

e 個人向けの取組みの一例

フランスでは、大気汚染悪化防止のためガソリン車の乗り入れ台数に規制をかける都市が増えている。そこで、個人や小規模事業者であっても、手軽に充電できる電気自動車やハイブリッド車にアクセスできるよう、CASAの消費者信用子会社CACFは、Agilautoブランドのもと購入オプション付き自動車リースの提供を20年から開始した。顧客は、12か月から60か月の契約期間で、電気自動車やハイブリッド車など幅広い車種から選択することができる。Agilautoに

関する記事によれば、^(注12) 地方金庫の職員は、個人や企業顧客に対して通常の金融商品を勧めるのと同様に、電気自動車等への乗換えを提案するようになっている。これは顧客がCO₂削減に貢献できるようにするとともに、自動車メーカーの新型車の流通をサポートすることで、メーカーのエネルギー転換を加速させるという意図がある。

(注12)「クレディ・アグリコル、Agilautoで自動車販売をスピードアップ」(標題翻訳) <https://pro.largus.fr/actualites/credit-agricole-accelere-dans-la-vente-automobile-avec-agilauto-10690395.html> (2022年10月5日最終アクセス)

(3) 小括

紙幅の都合上、ここではラボバンクとクレディ・アグリコルの取組みの一部しか取り上げることができなかったが、欧州協同組合銀行協会が20年に刊行した「協同組合銀行によるサステナブルファイナンスの取組み」というリーフレットでは、上記2行を含む14行について紹介している。いずれの協同組合銀行でも気候変動や生物多様性の損失などのリスクが事業に与える影響を特定したうえで、持続可能性を戦略的な計画プロセスに統合している様子がうかがわれる。

また、欧州の大手協同組合銀行について分析したCaselli (2021) が、「気候変動は、協同組合のビジネスにとってリスクと機会の源泉であると同時に、戦略的な課題である^(注13)と見なされるようになってきている」と述べているように、クレディ・アグリコルやラボバンクの取組みにおいては、気候変動等持続可能性の課題への対応は、新たな

商品やサービス創出の機会にもなっている。そして、持続可能性の向上に向けて取引先の実態をよく把握し、何か課題があれば対話を行い、その課題解決のための提案を行うことが協同組合銀行にとって非常に重要になっていることも分かった。

(注13) Caselli (2021) p.219

3 協同組合銀行の特徴

以上みてきたことを踏まえて、協同組合銀行がサステナブルファイナンスに取り組む場合の強みと弱みについて指摘してみたい。

(1) 協同組合銀行の強み

Bevilacqua (2022) は、「協同組合銀行は、組合員が所有し、民主的に管理され、価値に基づき、地域志向の銀行として、その起源から環境 (E)、社会 (S)、ガバナンス (G) モデルを組み合わせてきたことを示すいくつかの研究がある。したがって、協同組合銀行は、持続可能な変革の機会を捉えるうえで有利な立場にあると考えられる^(注14)」と述べている。筆者も重頭 (2009) で、組合員が利用者であることによるステークホルダーとしての関与、一人一票の民主的ガバナンス、農村部など遠隔地での雇用創出等の特徴により、E、S、Gの観点から協同組合銀行が地域経済の持続的な発展に寄与していると論じたことがある。

ここでは上述の主張は繰り返さず、協同組合銀行の組織構造に着目して強みを挙げ

てみたい。

先に挙げたクレディ・アグリコル・グループにおいては、グループ内で大企業を顧客とするCACIBやアムンディで利用するクライメート・トランジション格付（CTR）を、地方金庫で試行するといったノウハウの移転が行われている。個別事例として取り上げることはできなかったが、ドイツの信用協同組合銀行ネットワークにおいても同様の動きがみられる。大企業取引を中心に行うDZバンクは、貸付業務がSDGs17項目にどのように貢献するかを分析するためのSDGs分類手法を開発・導入しているが、これを21年に2つのローカルバンクで試行的に導入した。

さらに同ネットワークでは、全国協会BVRが21年1月に、ローカルバンクが持続可能性を体系的に管理することを支援する目的で、「持続可能なビジネスの実施－協同組合銀行のための分析、立場、戦略」と題するガイドラインを策定している。このガイドラインは、ローカルバンクが持続可能性を経営に組み込むためのステップを示したもので、それぞれのローカルバンクが現状分析を行ったうえで、目標を定めるための指針として活用できるものである。ドイツには21年末時点で772のローカルバンクがあるため、サステナブルファイナンスへの取組みにも濃淡が生じていることが想定されるが、ローカルバンクの必要に応じた支援もBVRが行うこととしている。

以上のことから、急速に進展するサステナブルファイナンスの分野において、相

対的に規模が小さい銀行が単独で対応するには難しいことがあっても、協同組合銀行の場合はグループ内でノウハウやベストプラクティスを共有したり全国組織からの支援を受けたりすることによって、乗り越えることができるという強みがあると考えられる。もちろん、協同組合銀行グループでは、全国組織からローカルバンクへのサポートだけでなく、ローカルバンク同士で革新性のあるベストプラクティスを共有する「横展開」も古くから行われており、サステナブルファイナンスに関しても同様であろう。

(注14) Bevilacqua (2022) pp.190

(2) 協同組合銀行が抱える課題

一方で、中小企業を主な取引先とする、相対的に規模が小さい協同組合銀行にとって、取引先データの収集や開示には多くの労力とコストがかかることが想定される。タクソノミーと開示に関して述べたとおり、一部の上場企業を除く中小企業や、零細企業は情報開示の対象となっていないが、それらの企業と取引を行う金融機関は開示が求められるという状況になっている。

この点について、Bevilacqua (2022) では、大企業顧客を対象とする大銀行はESGデータをより多く入手できるため、データを開示した場合、タクソノミー適格資産の比率が相対的に高くなりグリーンまたはサステナブルとみなされる一方で、適用対象とならない零細・中小企業向けのポートフォリオが多い協同組合銀行が不利な立場に

立たされる恐れがあることを懸念している。こうした事態を踏まえて、欧州協同組合銀行協会は会員を代表して、先に挙げたリーフレットにおいて、EUの非金融法人が自発的にデータを蓄積するデータベースの構築を優先課題とするようEUに要求している。ただし、適用対象ではない中小企業が自発的にデータを蓄積するかは不明である。

もう1つの課題は、協同組合銀行グループとしてどのように情報開示を行うかである。もともとグループとして連結決算を行っていない場合は、非財務情報についてもローカルバンクが個別に開示するのみというケースが多くなり、グループ全体としての取組み状況が見えにくくなることが懸念される。グループの全国組織がローカルバンクの情報を集めて開示できればよいが、ローカルバンクからの情報収集の仕組みを新たに構築する場合には、追加的なコストや労力が必要になる可能性がある。

さらに根源的な問題として、協同組合銀行がサステナブルファイナンスの分野において、他の形態の銀行とどの程度差別化できるのかということもあるだろう。自発的な取組みであった段階では、協同組合銀行の特性によって、持続可能性への貢献は他の形態の銀行よりも大きかったかもしれない。しかし政策目標にもなり、世界的な関心事としてどの銀行も積極的に取り組むようになった現在では、以前に比べて優位性が発揮しにくくなっている恐れもある。

おわりに

サステナブルファイナンスの取組みにおいては、金融機関が取引先の実態を把握したうえで課題について対話を行い、課題解決のための提案を行うことが重要だが、その課題の内容は従来の財務面のみから環境面、社会面、ガバナンスについてなどへと広がっている。より広範な課題の解決策を提示するためには多くの知見が必要であり、CASAが科学委員会を設置しているように専門家との連携や、地域の関係者との協働も有用だと考えられる。また、協同組合銀行においては、従来以上にグループ内、そして欧州協同組合銀行協会を通じた情報や知見の共有も重要になるだろう。

1つの例として、中小企業向けの持続可能性評価チェックリストを挙げてみたい。中小企業にとっても持続可能性の向上は重要な課題だが、どのような手順で取り組みやすいのか分からないといった状況が生じることは容易に想定できる。そうした事態を改善するため、欧州会計士連盟(Accountancy Europe)は会計士と中小企業との対話に活用するための持続可能性評価リスト(3-step sustainability assessment for SMEs)^(注15)を欧州協同組合銀行協会と協力して作成し、多言語で公表している。協同組合銀行の主要な取引先である中小企業の持続可能性向上のために、協同組合銀行内での知見を外部の関係者と連携して活用した例であると考えられる。

最後に、EUにおいてサステナブルファイナンスをめぐる枠組みの整備が急速に進む一方で、何を持続可能な経済活動とするかは紆余曲折が続いていることを指摘しておきたい。タクソノミーにおいて原子力や天然ガスをどう扱うかについてはEU内で激しい議論があったが、結局、持続可能な経済活動として扱われることとなった。^(注16)他方で、従来は金融機関において融資対象の除外リストの筆頭に挙げられていた防衛企業に対する方針を、ロシアのウクライナ侵攻を受けて見直す金融機関が出てきたとも報じられている。^(注17)目まぐるしく変化する情勢のなかで、協同組合銀行がどのように持続可能性の向上に貢献しようとしていくのかについて、今後も注視していきたい。

(注15) <https://www.accountancyeurope.eu/publications/3-step-sustainability-assessment-for-smes/> (2022年10月5日最終アクセス)

(注16) JETROウェブサイト「欧州議会、天然ガスと原子力を持続可能な活動とするEUタクソノミー委任規則案を承認」(2022年07月08日) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/07/2b70b70ef179d597.html> (2022年10月5日最終アクセス)

(注17) Bloombergウェブサイト「欧州金融機関、防衛企業向けファイナンス容認する動きー情勢変化で」<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2022-03-04/R8784AT0G1KZ01> (2022年10月5日最終アクセス)

<参考文献>

- ・磯部昌吾 (2021) 「EUの新たなサステナブルファイナンス戦略」『野村サステナビリティフォータリー 2021 Autumn』163～174頁
- ・今井亮介 (2022) 「EUのサステナブルファイナンス戦略とEUタクソノミーの状況について」日本環境衛生センターウェブサイト <https://www.jesc.or.jp/LinkClick.aspx?fileticket=fjJl6%2F6iqY%3D&tabid=486&mid=2518> (2022年10月5日最終アクセス)

- ・牛島慶一 (2022) 「サステナブルファイナンス開示規則 (SFDR) が金融機関にもたらす影響——高まるグリーンウォッシュへの懸念——」EY Japanウェブサイト https://www.ey.com/ja_jp/sustainability-financial-services/sustainable-finance-disclosure-regulation (2022年10月5日最終アクセス)
- ・金融庁サステナブルファイナンス有識者会議 (2022) 「第二次報告書——持続可能な新しい社会を切り拓く金融システム——」
- ・重頭ユカリ (2009) 「欧州協同組合銀行のCSRへの取り組み——本業においてステークホルダーが主体となつて——」『農林金融』4月号、16～29頁
- ・重頭ユカリ (2019) 「フィンランドの協同組合銀行OPフィナンシャルグループ——長期的な観点からみた環境変化への対応——」『農林金融』9月号、2～17頁
- ・重頭ユカリ (2022) 「欧州における協同組合銀行の現状——コロナ禍への対応とデジタル化の進展——」『生活協同組合研究』4月号、vol.555、27～35頁
- ・新開裕子 (2021) 「欧州統合の歩みと環境政策」『欧州グリーンディールEU Policy Insights』Vol.02、5月31日号
- ・新開裕子 (2022) 「EUタクソノミー概説」『欧州グリーンディールEU Policy Insights』Vol.10、1月31日号
- ・高島浩 (2021) 「気候変動対応の進展状況と生物多様性への応用——目標を設定し、リスクを測定、管理できるのか——」『金融・資本市場リサーチ秋号』vol.03、75～93頁
- ・高橋龍生 (2022) 「ソーシャルタクソノミー最終報告書——社会的に持続可能な経済活動とは何か？その基準案が示される——」『日興リサーチレビュー』6月
- ・田中大介 (2022) 「EUタクソノミー：気候変動緩和・適応の現況——ガス・原子力の委任規則案が議会で否決される可能性あり——」『大和総研金融市場資本分析』6月30日
- ・鶴野智子・森洋一 (2021) 「EUにおけるCorporate Sustainability Reporting Directive提案についての概要」『Global Sustainability Insight』vol.1
- ・鶴野智子 (2021) 「EUにおけるサステナビリティ情報開示に関する法規制導入の概要」『Global Sustainability Insight』vol.2
- ・日本貿易振興機構 (ジェトロ) ブリュッセル事務所海外調査部 (2022) 「EUサステナブル・ファイナンス最新動向——EUタクソノミー規則を中心に——」
- ・蓮見雄 (2022) 「欧州グリーンディールと経済安全保障——ロシアのウクライナ侵攻の長期的影響——」
- ・三井住友銀行コーポレート・アドバイザリー本部企業調査部 (2021) 「EUタクソノミーと持続可能性

に関する情報開示]

- 吉沼啓介「EUの政策概要と法整備の動向（第1回）欧州委員会におけるSDGsの位置づけとアプローチ」JETRO地域分析レポート2021年12月
- Bevilacqua, E. (2022), "European Cooperative Banks and Sustainability" In: Migliorelli, M. & Lamarque, E. (eds.), *Contemporary Trends in European Cooperative Banking*, Palgrave Macmillan.
- BVR (2021), "Consolidated Financial Statements of the Volksbanken Raiffeisenbanken Cooperative Financial Network".
- Caselli, G., (2022), "How Do Cooperative Banks Consider Climate Risk and Climate Change?", In: Migliorelli, M. & Lamarque, E. (eds.), *Contemporary Trends in European Cooperative Banking*, Palgrave Macmillan.
- Crédit Agricole S.A. (2022), "2021 Annual Financial Report Universal Registration Document".
- European Association of Co-operative Banks (2020), "Co-operative Banks engagement to sustainable finance".
- European Commission (2018), "Action Plan: Financing Sustainable Growth," COM (2018) 97 final, 8 Mar.
- European Commission (2019), "The European Green Deal," COM (2019) 640 final, 11 Dec.
- European Commission (2021), "Proposal for a

DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive 2013/34/EU, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Regulation (EU) No 537/2014, as regards corporate sustainability reporting," COM (2021) 189 final, 21 Apr.

- Fédération Nationale du Crédit Agricole (2022), "Le pacte societal & territorial des caisses régionales (2021)".
- Hahnkamper-vandenbulcke, N. (2021), "Non-financial Reporting Directive," BRIEFING Implementation Appraisal.
- Migliorelli, M. & Lamarque, E. (2022), "The Co-evolutionary Nature of European Cooperative Banks" In: Migliorelli, M. & Lamarque, E. (eds.), *Contemporary Trends in European Cooperative Banking*, Palgrave Macmillan.
- The Cooperative Rabobank (2020) "Rabobank and Climate Change Making the change to safeguard our future".
- The Cooperative Rabobank (2022 a) "Annual Report 2021".
- The Cooperative Rabobank (2022 b) "Our Impact in 2021".
- The Cooperative Rabobank (2022 c) "ESG Facts & Figures 2021".

(しげとう ゆかり)

農協による都市農村交流の取組みの系譜と今日的意義

—非生産者との協働に着目して—

主事研究員 佐藤彩生

〔要 旨〕

本稿は、農協の都市農村交流の取組みの今日的意義を考察することを課題としている。この課題に対し、まず既往文献を用いて農協による都市農村交流の取組みの系譜を整理した。ここから、農協の都市農村交流の取組みの特質は食と農をツールとした「生産者と非生産者の交流」にあると考えられた。さらに「非生産者」の属性の変遷に着目すると、①グリーン・ツーリズムなど「体験・旅行者」が先行して現れ、続いて②直売所の買い物客など「消費者」、近年では、③農業アルバイトや農業塾の受講者など「労働力提供者・就農希望者」が新たな潮流に位置づけられることが確認された。

次に、本稿の課題解明のため、生産者と非生産者の協働に着目し、JAふくしま未来の地元大学生の臨時農業アルバイトとJAはくいの自然栽培を核とした就農支援の事例をみていった。2つの事例から、農協による都市農村交流の取組みの今日的意義は、①農協のネットワークやノウハウを生かした営農における積極的な課題解決、および②食と農における独自のコンセプトを通じた非生産者の取込みの2点であると結論づけた。

目 次

はじめに

1 課題設定

- (1) 課題
- (2) 方法
- (3) 本稿での都市農村交流の定義

2 農協による都市農村交流の取組みの系譜と特質

- (1) 農協の都市農村交流の系譜
- (2) 農協による都市農村交流の取組みの特質
- (3) 農協の都市農村交流をめぐる議論の整理

3 農協の協働に関する都市農村交流の取組事例

- (1) 地元大学生の臨時農業アルバイト
(JAふくしま未来)
- (2) はくい式自然栽培を核とした就農支援
(JAはくい)
- (3) 小括

4 考察

- (1) 農協の都市農村交流の今日の特徴
- (2) 農協による都市農村交流の取組みの今日的意義

おわりに

はじめに

都市農村交流は、戦後の高度経済成長に伴う都市と農村の格差拡大を背景に、農村振興策として全国的に取り組まれてきた。農協も都市農村交流の担い手として、子ども自然村や姉妹農協交流、直売所、グリーン・ツーリズム、農泊など様々な活動を展開してきたところである。2021年度の第29回JA全国大会決議においては、都市農村交流の積極的な取り組み、および行政との連携や連合会の支援の下での「食」「農」をテーマとする多様な交流・農泊の促進等関係人口の創出・拡大を掲げている^(注1)。

今日においてもJAグループで都市農村交流を推進している背景は主に2つあるとみられる。1つ目は、農協の都市農村交流の取り組みがまだ全国的にみて一部の農協に限定的なことである。2つ目は国の政策として関係人口の創出が進められているなかで、都市農村交流がこれに寄与する取り組みとして再評価されていることである。近年では、関係人口の創出のみならず、農業の生産現場における労働力不足への対応や新規就農者獲得など、新たな都市農村交流の活用法も模索されている。

(注1) 全国農業協同組合中央会 (2021)

1 課題設定

(1) 課題

農協の都市農村交流に関する既往文献は、

個々の農協の事例紹介が大宗であり、そこからその時々地域の実状に合わせて創意的に取り組まれてきた軌跡を確認できる。一方で、農協の都市農村交流の取り組みがいかなる変遷を経てきたかといった体系的な研究の整理は行われていない。そのため、都市農村交流の担い手としての農協の位置づけ、つまりどこに特質があり、農協が都市農村交流の取り組みを行うことにどのような意義があるのかについて十分に言及されていない。よって本稿では、農協の都市農村交流の取り組みの今日的意義を考察することを課題とする。

(2) 方法

まず、先の課題を明らかにするにあたり、既往文献を用いて農協による都市農村交流の取り組みの系譜を整理する。またここから農協の都市農村交流における特質を導出する。

次に、最も新しい系譜に位置づけられるであろう農協の都市農村交流の新たな段階の把握にあたっては、協働に着目し、そこから農協による都市農村交流の取り組みの今日的意義を考察する。考察のための事例として、コロナ禍の労働力不足対応についてJAふくしま未来、新規就農・移住者獲得についてJAはくいの2つを取り上げる。

取り上げる事例のうちJAふくしま未来に対しては2021年11月2日に、JAはくいに対しては2021年10月13日にオンラインで聞き取り調査を行った。なお、同調査は、全国農業協同組合中央会の2021年度のJA都市農

村交流の事例集作成における受託事業の一環で実施したものである。

(3) 本稿での都市農村交流の定義

本論に入る前に都市農村交流という用語が何を示しているのかについて確認したい。これと類似する用語として都市と農村の交流、都市と農村交流、都市と農村の共生・対流などがあるが、基本的にそれらは都市農村交流と同義である。

実際には、都市農村交流という用語自体が浸透している一方で、都市農村交流の定義を明確に示している文献は見当たらない。定義に最も近いものとしては、平成23年度食料・農業・農村白書において「都市と農村の交流の推進は、『人・もの・情報』の行き来を活発にし、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、理解を深めるために重要な取組」みといった記述があるくらいである。

こうした定義の曖昧性は、都市農村交流が過疎に悩む自治体や民間の独自の実践に由来するもので、これらの全国への伝播により後追的に政策や研究の対象になっていったことが理由として挙げられる。^(注2)

一方で、都市農村交流の形態に関する言及はある。阪井（2017）は「都市住民が農村で行う都市農村交流は、休養や癒しを求める農村生活体験、農家レストラン・農産物直売所の利用という『食』に関する地産地消、観光農園・市民農園など『農業体験』や『農作業』を通じた交流、学習機能に注目した『子どもの農業体験学習』、企業や学

生等の『農村ボランティア』や『農村ワーキングホリデー』、新規就農を支援する『農業技術を学ぶ研修』など、さまざまである」と説明している。

また、都市農村交流研究会編（1985）では、都市農村交流を9種類の交流に分け、「精神的なつながりを大切にする『憧れ』交流、産直運動を通じての『安心』交流、宿泊・滞在によって得られる『安らぎ』交流、翌日配達による旬の『味と香り』交流、日帰りで得られる『気晴らし』交流、定期的な行事のしみじみ『縁日』交流、定期・不定期のいきいき『イベント』交流、子どもたちの『体験』交流、日常的な隣り付き合いの『農住』交流など」としている。このように都市農村交流の形態が様々であることは取組主体の創意性と自発性に基づくものとみられ、個々の実践の積み重ねが都市農村交流の内実を形作っていったものと考えられる。

JAグループにおいてもこの取組みを拡大する目的で、2010年には全国農業協同組合中央会がJA都市農村交流全国協議会を設置し、都市農村交流の情報収集や提供、研修会を通じた取組みの支援や啓発を行ってきた。都市農村交流はこのような運動的な性格も持ち合わせており、取組内容も地域の実状によって可変的かつ流動的であることから、断定的な定義が避けられてきたものと考えられる。

本稿では、都市農村交流の内容は基本的には阪井（2017）の説明に倣うものの、農協の都市農村交流においては、交流の場と

なる空間を農村に限定しないこととしたい。この理由には、多くの農協の管内は都市的な地域と農村的な地域が混在し、それが一般的であることが挙げられる^(注3)。近年では、農協の合併により複数の自治体が管内にある農協も多い。よって本稿では、農協の都市農村交流の定義を都市と農村という空間にとらわれず、「生産者と農作業や農的な活動に参加する非生産者の交流活動を核とした取組み」とし、広義の意味で捉えることとする。

(注2) 河野 (1998) 69～70頁

(注3) 宮井 (2019) は、都市型、産地型、水田依存型のいずれでもなく広域合併農協特有の多様な地域と農業を抱えた農協を中間型農協と捉えている。

2 農協による都市農村交流の取組みの系譜と特質

(1) 農協の都市農村交流の系譜

まず、都市農村交流の展開過程について阪井 (2017) の5つの時代区分を参考として示し、それに照応させて農協の取組みの様相をみていく。時代区分は、①高度経済成長期 (1950年代～1970年代半ば)、②オイルショック後の低成長期 (1970年代後半)、③バブル期 (1980年代～1990年代前半)、④ポストバブル期 (1990年代後半～2007年)、⑤リーマンショック後 (2008年～2010年代前半) に分けられる。

①高度経済成長期には、自然休養村事業の創設や観光農園事業がみられ、②オイルショック後の低成長期には女性起業の源流

となる農産物加工や直売などの副業が進んだ。農協においてはJA大北が1971年に農協のなかでもいち早く夏休みこども村を開始^(注4)した。また、1975年に旧富士見町農協と旧西伊豆農協が姉妹提携として交流を行っている^(注5)。

③バブル期は、ウルグアイラウンド農業合意を受けた農産物価格の低下により、農家の所得確保に向けてグリーン・ツーリズムが推進された。この時期、農協でもグリーン・ツーリズムに取り組む動きがみられ、1987年には旧魚沼みなみ農協がホテル事業に着手したり、1988年に旧片品村農協では^(注6)民宿事業支援の専任職員を配置した^(注7)。また、1988年に旧飯山市農協と旧名古屋市信用農協が交流を目的とした姉妹提携を締結した^(注8)。

④ポストバブル期には、国の政策において都市農村交流による農村活性化が注目されたり、農村への移住・定住政策が推進された。さらに農協による大規模な農産物直売所の普及や、農家民宿の規制緩和によるグリーン・ツーリズムの拡大が進み、子ども農山漁村交流プロジェクトの開始に伴って都市農村交流における女性の役割が注目されるようになった。1994年に旧片品村農協と旧入間東部農協が姉妹農協となり、①^(注9)の高度経済成長期からの農協間の動きはこの時期区分でも継続している。1994年には旧いいやまみゆき農協が自然体験教室を開始し、1996年に旧沢田農協による薬王園^(注10) (テーマパーク) が開園した^(注11)。1998年には旧しおざわ農協と新潟県塩沢町との出資による「塩沢町グリーン・ツーリズム推進協議

会」が設立^(注12)されるなど、1980年代に続きグリーン・ツーリズムが推し進められた。

また、JAいわて花巻の「母ちゃんハウスだあすこ」が1997年に開設され、農協における直売所の先駆けとなり、全国的にこの動きは広がっていった^(注13)。同JAは2006年に「はなまきグリーン・ツーリズム推進協議会」の事務局として教育旅行の受入れに取り組んだ^(注14)。同年にJA全国大会決議で食農教育の実践が掲げられた^(注15)。1999年には一般社団法人全国農協観光協会が援農ツアーを開始した^(注16)。

⑤リーマンショック後では、農村に目を向ける若者の増加や地方自治体による移住・定住政策の推進がみられ、この時期の都市農村交流は、個々の農家の経済活動の一環ではなく集落全体での交流へと拡大し、行政や農協等の関係団体と協同した地域づくりへと発展している。

同時期の農協に関する都市農村交流の動向としては、2009年の第25回JA全国大会決議にて都市農村交流による地域の活性化が掲げられ、2010年には全国農業協同組合中央会によりJAの都市農村交流の推進を目的にJA都市農村交流全国協議会が設置された^(注17)。同年、JAはくいが自然栽培塾を企画・開催し、2011年にJA邑楽館林が自治体と連携した邑楽館林都市農村交流協議会を設立し、2014年に旧おうみ富士農協が「青空フットネス」^(注4)（農業体験）を開始している。

以上、農協の都市農村交流の取組みを俯瞰すると、取り組み当初はJA大北の夏休みこども村を皮切りとする農村への子供の受

入れ、都市部と民宿の多い農村部との姉妹農協の交流が先行して現れ、1990年代からグリーン・ツーリズムや直売所など多彩な取組みが展開していき、その後、食農教育を土台とする農業体験に取組む農協が出てきたとみられる。

2010年代後半以降の動きとしては、2017年度から農林水産省が主導している農泊推進対策事業において、JAいわて花巻、JAおおいがわ、JA紀の里、JAはくい等が事業を活用した取組みを行っている。また、近年は生産現場での労働力不足を課題に、援農ボランティアや農業アルバイト、JAいしかりによる石狩アグリケーションなど、農業に関心のある非生産者が労働力提供を通じて生産者と交流する動きが現れている。

(注4) JA都市農村交流全国協議会 (2022)

(注5) 河野 (1998) 94～95頁

(注6) 河野 (2002) 63～64頁

(注7) 桑原 (2010) 84頁

(注8) 河野 (1998) 87頁

(注9) 河野 (1998) 93頁

(注10) 河野 (2005) 37頁

(注11) 河野 (2002) 60頁

(注12) 桑原 (2010) 52頁

(注13) 佐藤 (2017) 325頁

(注14) はなまきグリーン・ツーリズム推進協議会
ウェブサイト<https://www.jahanamaki.or.jp/green/green/index.html> 参照。(2022年9月20日アクセス)

(注15) 河野 (2011) 55頁

(注16) 「リンゴ収穫、援農を募集 全国農協観光協会」(日本農業新聞 2002年11月5日付記事)

(注17) JA都市農村交流全国協議会<https://ja-koryu.com/about> 参照。(2022年9月20日アクセス)

(注18) 草野 (2020)

(2) 農協による都市農村交流の取組みの特質

農協の都市農村交流の取組みの系譜から

農協による都市農村交流の特質をみると、一般的な都市農村交流の性格である「都市住民と農村住民の交流」としてよりも、食と農をツールとした「生産者と非生産者の交流」の性格が前面に出ている。こうした特質がみられるのは、農協が都市農村交流において生産者理解や食農教育に重きを置いていることが理由として考えられる。また河野^(注19)は、農協の広域合併により、農協が基盤を置く地域の近場の非生産者との関係性を強化する必要性が出てきたことを述べており、これらの背景が理由にあるとみられる。

また、先の系譜において「非生産者」の属性に着目し、その変化をみると、高度経済成長期からポストバブル期にかけては、夏休み子ども村や姉妹農協交流、グリーン・ツーリズム等、都市から農村へ移動しそこで農家との交流や農業体験を楽しむ、旅行者としての関わりが代表的であったとみられる。続いてポストバブル期以降、農協の大型直売所の普及に伴い、直売所での買い物を通じた生産者との交流が浸透していった。近年ではこれらの交流に加えて、援農ボランティアや農業アルバイトなど農作業の手伝いを行ったり、就農への興味から農業塾に参加したりする動きがみられてきている。

つまりは「非生産者」は大きく3つの属性に整理でき、目的別に、①夏休み子ども村や姉妹農協の交流、グリーン・ツーリズムや農泊、農業体験などの参加者である「体験・旅行者」、②直売所の買い物客など「消

費者」、③援農ボランティアや農業アルバイト、農業塾の受講者など「労働力提供者・就農希望者」のタイプがあると考えられる。農協の都市農村交流における非生産者の変遷としては、まず「体験・旅行者」が先行し、続いて「消費者」、そして「労働力提供者・就農希望者」が新たなトレンドとして出てきているとみられる。よって、農協の都市農村交流の今日的意義を探るうえでは、農協の都市農村交流における新たな潮流として「労働力提供者・就農希望者」に注目し、生産者と非生産者の協働の取組みをみていく必要があるだろう。

(注19) 河野 (2002) 67～68頁

(3) 農協の都市農村交流をめぐる議論の整理

ここで、農協の都市農村交流をめぐる議論を既往文献からみていく。まず、地域社会計画センター編 (1986) では、農協が経済性を重視するあまり、それに対置する非経済的で文化的な要素が求められる交流には農協が消極的であることを指摘している。

次に河野 (1998) は、都市農協は閉鎖的・保守的な地主組合的体質で広く都市住民や消費者を農業や農村につなげる窓口として機能していないこと、さらに農村側の農協は都市住民との長期的で有機的なつながりを作るための体質転換が必要であることなど、都市農村交流における農協の弱点を組織論から指摘している。そのうえで河野は、先の状態からの転換として「狭い地域性や立場性にこだわらず、共通の志をもった消

費者と生産者とが協力しあって運営する自発的な組織であり、…、内部取引的なスタイルで地域農業振興や食生活の充実に向けた事業を展開する、相互扶助の組織」として産消混合型協同組織^(注20)を提唱している。また、同組織に農村のレクリエーション機能の発揮や農村への移住・就労の場の開発など多分野の活動に取り組むことも期待している。つまり河野は、都市農村交流に垣間見える農協の体質を批判することで、生産者と非生産者の関係性の再構築を投げかけている。

しかしながら、前掲の農協の都市農村交流の系譜からは個々の農協が創意的に新しい取組みを取り入れてきたことが確認でき、河野の指摘した20年前とは様相が異なる可能性が高い。よって次節からは、農協の新たな取組みとして位置づけられる、生産者と労働力提供者・就農希望者の協働に関わる農協の取組事例をみていき、今日の農協による都市農村交流の取組みの実際をみていきたい。

(注20)「農畜産物などの生産者と、その消費者とが実質的に一緒になって設立し、ともに組合員となって運営にあたる協同組合」の造語（河野（1998）i 頁）。

3 農協の協働に関する 都市農村交流の取組事例

(1) 地元大学生の臨時農業アルバイト (JAふくしま未来)

a JAふくしま未来の概要

JAふくしま未来は、福島県の福島地区、

伊達地区、安達地区、そうま地区の12市町^(注21)村を管内とする広域農協である。職員数は1,612人で、正組合員数は44,774人、218団体、准組合員数は48,187人、610団体に上る（2022年2月末現在）。特産品には、米、アスパラガス、キュウリ、イチゴ、サクランボ、モモ、リンゴ、ナシ、ブドウ、あんぽ柿などがあり、畜産や花卉生産も盛んである。

JAふくしま未来は、福島大学との連携を活かし、アルバイト先の減少に直面していた地元大学生を臨時アルバイトとして雇用することで、コロナ禍における緊急的な労働力不足の問題に対処した。本稿では、同JAと福島大学との関係や臨時農業アルバイトの内容を紹介する。

(注21) 福島市、伊達市、二本松市、本宮市、川俣町、国見町、桑折町、大玉村、相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村。

b 福島大学との包括連携協定と交流

JAふくしま未来では、県外から人を呼ぶ都市農村交流の活動をこれまで行ってこなかったが、管内での食育活動や花育活動を盛んに行うなど、地域での交流活動に積極的に取り組んできた。また、2019年度の福島大学における食農学類の新設を機に、JAふくしま未来は同大学と2019年6月に包括連携協定を締結した。

福島大学との包括連携協定にあたっては、同JAが2016年から実施してきた親子農業体験イベントである「みらいるアグリ塾」に大学の教員や大学生が参加し、農業体験や郷土料理づくり、食材を用いた実験を地元の親子と一緒にするなど交流を深めており、

また同大学のカリキュラムとしても位置づけられている。コロナ禍には、管内で生産された米1.1トン（2kg×550袋）をJAふくしま未来が同大学に無償で提供するなど、県外や遠方の地元に帰省できない大学生への支援を行った。

c 大学生の臨時農業アルバイトの経緯

そのようななか、2020年春季の農業アルバイトが十分に確保できない事態が発生した。通常は農協が運営する農業アルバイト紹介所で農業アルバイトを仲介していたが、新型コロナウイルスの蔓延による様々な影響で地元住民の農業アルバイトの応募者数が減少してしまい、農家からは労働力不足への不安の声が上がるようになっていった。

そこでJAふくしま未来は以前からつながりのある福島大学の教員に、食農学類の学生に農業アルバイトを紹介できないか相談を持ち掛けた。ちょうど学生側もコロナ禍でアルバイト先の減少や、学生が通える範囲での適当なアルバイト先が少ないことで困っていたため両者のニーズが合致することとなった。

こうした臨時農業アルバイトは急を要する事態であったが、農協内の役職員が大学との連携に積極的であったことや、農協と福島大学の連絡窓口を福島大学の卒業生である農協職員が担ったことなどから、大学とは柔軟かつ迅速な連携が行うことができた。

d 臨時農業アルバイトの概要と農協の役割

農業アルバイトの募集は大学内の広報で行い、食農学類以外の学生も含めて学部1～2年生を中心に延べ30人の学生からの応募があった。一方、学生の農業アルバイトの受入農家は伊達地区のリンゴ、ナシ、柿、モモの果樹農家10軒で、作業期間は2020年5～6月のうち2週間程度であった。作業内容は、摘花、人工授粉、葉摘み、枝落としなどで、1日の作業時間は9時～16時（昼休憩1時間）であった。

農協では、学生が現場に出てすぐに農作業に慣れるように、農協の営農指導員が学生に対して事前に作業の講習を行った。農協がアルバイト代を時給850円に設定し学生に全額支払い、受入農家の負担をなくした。また、大学に寮があるため宿泊施設の手配などの負担は農協にはなかったが、学生を大学付近からピックアップして各農家に送迎するバスを手配したり、農家と学生のアルバイト日時のスケジュール調整を農協が行った。

e 協働から生まれる交流

臨時の農業アルバイトの体制は基本的には固定の農家に同じ学生が繰り返しアルバイトに来るものであったため、農家からはアルバイトの学生が孫のような存在に感じたとの声があった。また、若い方と話せて楽しかった、四国や沖縄県出身者の方など県外の出身者との交流ができて、幸せで楽しい時間を過ごしたという感想も農家から

聞かれ、農家側にとっては農作業のサポートだけでなく、普段交流することのない人と交流できたことに大きな意味があった。

他方、学生においてもアルバイトを通じて農業の現場を知ることができるのみならず、オンライン授業への切替えで対面でのコミュニケーションの機会が乏しいなかで、この交流は農家との新たな関係の構築や新しい学生の友だちづくりとしても貴重な機会となった。

学生の農業アルバイトの受入れは、コロナ禍という非常事態下で臨時対応であったため現在は継続していないが、これまでの組織間連携の蓄積に加え、農家のニーズを汲んだ瞬発力および調整力の高さがJAふくしま未来の強みであるとみられる。

(2) はくい式自然栽培を核とした就農支援 (JAはくい)

a JAはくいの概要

JAはくいは、1998年に石川県の4つの農協が合併してできた農協であり、^{はくい}羽咋市、志賀町甘田、宝達志水町の1市2町を管内としている。職員数は164名、正組合員は4,938名、准組合員は4,466名（2022年3月末現在）で、管内の特産品には米、スイカ、花木、ブドウ、ダイコン、イチジク、ハトムギ、ネギ、スモモ、クワイ、ナス、リンゴなどがある。

JAはくいはこれまでに、首都圏の飲食店での自然栽培野菜の交流イベント、自然栽培の農業体験やモニターツアーの実施、のと里山農業塾の開講、JAはくいのと里山自

然栽培部会の設置など、自然栽培に興味を持つ人に向けて様々な都市農村交流や就農支援を実践してきた。2019年にはJA都市農村交流優良活動事例表彰において最優秀賞を受賞している。本稿では、羽咋市の新規就農者と移住者の獲得にも貢献している、のと里山農業塾を中心に紹介を行う。

b のと里山農業塾の概要

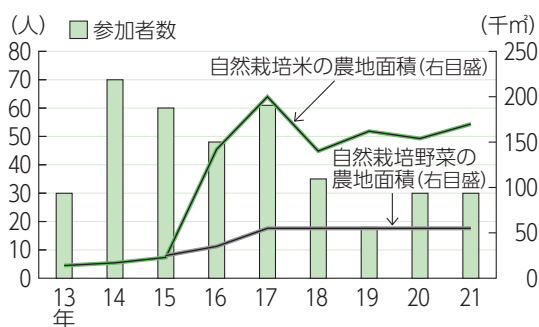
のと里山農業塾の前身は、2010年に開講した木村秋則自然栽培実践塾である。当時から自然栽培の関心が全国的に高く、2010年2月に羽咋市が主催となってリンゴの無農薬・無施肥の第一人者である同氏の講演会を実施した。これがきっかけとなり、2010年12月から木村秋則自然栽培塾がJAはくいの企画のもと開講された。4年目以降はJAが同塾を引き継ぎ、「のと里山農業塾」と名称変更して年間12回程度にわたり、はくい式自然栽培米と野菜作りの講義・作業・実習を毎年実施してきた。

近年はコロナ禍に対応して2020年からオンライン受講に農協が取り組んだ。第9期となる2021年までの参加者数は延べ568名（第1図）で、口コミやSNSの情報を元に、管内を除く県内や県外の参加者が多く参加している（第1表）。2022年にはオンラインとリアルの両方での受講形態とし、JAはくい管内と就農の意向がある人を対象に参加費66,000円で30名を募集した。

c のと里山農業塾からのステップ

のと里山農業塾の卒業生が羽咋市に移住

第1図 のと里山農業塾の参加者数と自然栽培の農地面積の推移



資料 JAはくい提供

(注) 自然栽培野菜の農地面積のグラフは2015年から開始。

第1表 のと里山農業塾の参加者内訳

	(単位：人)			
	2018年	19	20	21
管内	12	6	6	4
県内(管内除く)	13	6	3	12
県外	10	6	21	14

資料 JAはくい提供

し就農するケースも少なくなく、JAはくいの「のと里山自然栽培部会」の部会メンバー41名のうち11名が同塾の卒業生である。同部会は2015年に設立され、農協が自然栽培の栽培指導や6次産業化支援などを行い、自然栽培に取り組む農家の自立に向けたバックアップを行っており、のと里山農業塾のアフターフォローとしての機能も果たしている。

このほかにも、農協では「はくい式自然栽培認証マーク」のブランド認証を独自で行い、JAはくいの自然栽培基準に則って生産された米や野菜に付加価値をつけ、ほかの自然栽培との差別化をねらった販売促進の支援も行っている。

d のと里山農業塾へのフック

JAはくいは、のと里山農業塾の前段階として、JAはくいの自然栽培に興味を持ってもらう関係人口づくりにも取り組んできた。一例として、農林水産省の農泊推進対策事業を活用して、2018年度に医療やオーガニックをコンセプトにした交流イベントを首都圏の飲食店で4回実施し延べ200名と交流したり、また自然栽培の農業体験やツアーの提供などを実施してきた。

さらには移住や就農希望者を対象に、JAはくいは農業振興に関する協定を締結して(注22)いる羽咋市と連携し、自然栽培の現地視察を実施している。(注23)羽咋市が移住・就農希望者の窓口となり、JAはくいは視察の受入農家の選定と日程調整を行った。視察人数は10名以上とし、視察料は1団体につき1万円と1名につき4,000円の設定である。農業体験や農業視察は、繁忙期での農家の負担になっていたことから、個人単位ではなく団体受入とし、羽咋市の予算を確保して農家への視察の謝礼(時給2,000円)が支払われる仕組みとなっている。

(注22) 農協と羽咋市は2015年に農業振興に関する協定を締結しており、その内容は、農産物等の販売支援(道の駅や学校給食、イベント実施のほか、集出荷場、加工場のプレハブ建設、加工機械の導入等)と栽培支援(1平方メートルあたり28円の自然栽培作付け補助、農機具レンタル)である。また、2016年の農業の6次化に関する基本合意書の締結では、市内の小学校6校、中学校2校、幼稚園保育所10施設の約1,500人に対して学校給食用自然栽培米1.5トンの供給を開始した。

(注23) 自然栽培とは、「太陽や水など自然の力だけを頼りに、土の中の微生物の働きによって、土や大気中にある窒素、リン酸などを栄養として取り込んで、米や野菜や果樹などを育てる栽

培方法」(JAはくいウェブサイト <http://www.is-ja.jp/hakui/products/about.html> 2022年9月20日アクセス)

e 自然栽培と就農と移住を介した協働

以上みてきたように、JAはくいは非生産者の自然栽培への興味や就農意向のニーズに合わせて段階的な取組みを提供しており、自然栽培の共通コンセプトのもとで広がりを持った取組みを展開していることが特徴である。

(3) 小括

JAふくしま未来はコロナ禍の緊急的な対応である一方で、JAはくいは新規就農者の育成など中長期的な支援であり、取組みの-spanはそれぞれで異なるが、いずれも生産者と非生産者の双方のニーズを汲んだ農協の内発的な取組みに基づいていた。さらにJAふくしま未来では大学生のアルバイトに作業の事前講習を行い、JAはくいは農業塾の開催や就農後の販路支援を行うなど、農協職員による営農・販売に関わるノウハウが適用されていた。

また、JAふくしま未来は地元大学(福島大学)と、JAはくいは行政(羽咋市)との連携といった農協が基盤とする地域の組織との協働が両者の取組みを後押ししていた。これにより両者の都市農村交流の取組みは農協だけに完結せず、地域貢献としての意味合いの強いものとなった。

4 考察

(1) 農協の都市農村交流の今日の特徴

農協による都市農村交流の今日的意義の考察の前に、これまでの文献調査や事例調査から、農協の都市農村交流の取組みの今日的な特徴を改めて2点押さえておく。

前掲にて、文献調査からは農協による都市農村交流の特質は食と農をツールとした「生産者と非生産者の交流」にあり、その新たな潮流として労働力提供者や就農希望者が非生産者として位置づけられるとしたが、事例からもこの特徴が確認された。また事例より、アルバイト目的の地元大学生や自然栽培に興味を持つ就農希望者等、様々な動機を持つ幅広い層が非生産者として参加していることがわかった。

また2つ目の特徴は、地元大学や行政など、地域の組織との連携を有効に生かした取組みが行われていたことである。今日では産官学連携が積極的に推進されており連携協定を締結する事例は珍しくないが、それをどのように生かしていくかが重要となっている。本稿で紹介した2事例は、いずれも地域の組織と課題を共有し、協働することで各組織が持つネットワークやノウハウを有効に活用し、課題に対処していた。

(2) 農協による都市農村交流の取組みの今日的意義

以上の特徴から、農協による都市農村交流の取組みの今日的意義を2つ示したい。

1点目は、農協のネットワークやノウハウを生かした営農における積極的な課題解決である。農業の生産現場における労働力不足や担い手の減少など地域農業の維持が深刻となるなか、非生産者からの労働力確保はますます重要となる。

この課題に対して、農協による農家や地域の組織とのネットワークを通じて、生産者と非生産者との協働の場を創出する意義は大きい。つまりは、組合員をサポートすることが本来業務である農協は、生産者のニーズや困りごとを適切に把握し、これに見合う非生産者との仲介者としての重要な役割を担っており、今日の都市農村交流の取組みはその延長線上にあると考えられる。

また、JAふくしま未来では、アルバイトの大学生向けに農作業の講習を実施したり、JAはくいでは農業塾や販路拡大の支援等を行うなど、農協のノウハウを活用した双方へのサポートが行える点も強みである。

2点目は、食と農における独自のコンセプトを通じた非生産者の取込みである。第29回JA全国大会決議では農業振興の応援団としての地域住民や関係人口との新たな仲間づくりを掲げているところであり、農協による都市農村交流の機能発揮が期待されている。

しかしながらここで注意が必要なのは、関係人口の数ではなく、どのような非生産者とどのような関係性を構築するのかにある。例えば、賃金目的の農業アルバイトでは、条件の良いアルバイトに人が流れていく可能性が高く、継続的な関係性は見込み

にくいと考えられる。一方で都市農村交流においては、取組みにおける交流としての価値づけにより、農業をしてみたい、実際の生産現場をしてみたい、生産者と交流したいなどの賃金目的とは異なる様々な動機で参加する非生産者が多い。

こうした非生産者との関係性の維持においては、農協が非生産者の食と農に関する多様な動機を理解したうえで、農協の都市農村交流の取組みにおいて独自のコンセプトを明確に示すことが重要である。これについては、JAはくいが自然栽培により独自の地域のブランドを打ち立て、全国から新規就農・移住者を呼び込んでいることが好事例といえる。

既述のとおり、都市農村交流の形態や種類は数多く確認されている。都市農村交流は様々な取組みの集合体であり、これまでに農協間でもノウハウが蓄積されてきた。このノウハウを活用し、農協が地域の組織と協力することで、各農協や各地域にあった創発的な取組みが生まれることが期待できる。その時、本稿の事例で確認されたように、組合員の営農面の課題を解決し地域農業の基盤強化を行うこと、また、地域の基礎自治体等と協働し、非生産者との継続的な関係を構築しながら取組みを進めていくことが望ましいだろう。

おわりに

本稿は、文献調査と事例調査から農協による今日的意義の考察を行った。冒頭でも

触れたように農協の都市農村交流の取り組みはいまだ限定的である。これは都市農村交流の単体の取り組みだけでは収益性が見込めないことや短期的な成果が得られにくいこと、またこれらの理由から農協内での取り組みの意義が理解されないことなどが活動を押しとどめているものとみられている。しかし、取組事例では、農協が足場とする地域農業および地域社会の基盤強化に都市農村交流が一定の役割を担っており、今後はこうした点を積極的に評価していくことが農協において求められるであろう。

本稿でみた都市農村交流の取り組みは、その発展過程の現段階を確認しているにすぎない。農協や地域が置かれる状況が変化するなかで、農協による都市農村交流の取り組みや意義に今後どのような様相が現れるのか、引き続き注目していくことが求められる。

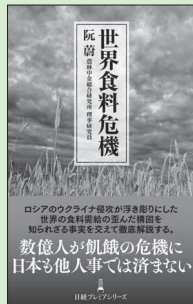
<参考文献>

- ・河野直践（1998）『産消混合型協同組合——消費者と農業の新しい関係——』日本経済評論社
- ・河野直践（2002）「農協による都市農村交流活動の現段階——3つの事例をもとに——」『茨城大学人文学部紀要社会科学論集』36号、57～78頁

- ・河野直践（2005）『食・農・環境の経済学』七つ森書館
- ・河野直践（2011）「農協における教育活動の現状と課題——協同組合の基礎教育をめぐって」『茨城大学人文学部紀要社会科学論集』52号、51～72頁
- ・草野拓司（2020）「農協仲介による援農ボランティアの定着要因——4つの事例の検討から——」『農林金融』4月号、2～16頁
- ・桑原考史（2010）『グリーン・ツーリズムの担い手と事業的性格——東日本スキー観光地域の民宿を事例に——』農政調査委員会
- ・阪井加寿子（2017）「日本における都市農村交流をめぐる時代背景の変化と研究の特徴」『観光学』16巻、39～48頁
- ・佐藤亮子（2017）「日本におけるファーマーズマーケットの意義：農産物直売所との共存に関する一考察」『同志社政策科学研究』19巻1号、323～340頁
- ・JA都市農村交流全国協議会（2022）「次世代につなぐJAの都市農村交流——コロナ禍を乗り越えて——」
- ・全国農業協同組合中央会（2021）「第29回JA全国大会決議 持続可能な農業・地域共生の未来づくり——不断の自己改革によるさらなる進化——」（令和3年10月）
- ・地域社会計画センター編（1986）『都市・農村交流の課題と農協の対応』
- ・都市農村交流研究会編（1985）『都市と農村の交流』ぎょうせい
- ・農林水産省（2012）「平成23年度食料・農業・農村白書」
- ・宮井浩志（2019）「産直によるJA販売事業の革新」『農業と経済』7/8合併号、昭和堂、98～104頁

（さとう さき）

発刊のお知らせ



世界食料危機

ルアン ウエイ
阮 蔚 (Ruan Wei) 著

2022年9月9日発行 新書判224頁 定価990円(税込) (株)日経BP 日本経済新聞出版

ロシアによるウクライナ侵攻は、世界の食料事情を一変させつつある。アフリカ北東部では過去最悪ともいわれる干ばつが続き、2200万人が深刻な食糧難に直面、さらなる拡大が予測されている。

著者はこうした危機的状況が、両国の戦争状態解消によってすぐに正常化するとは考えていない。世界の食料生産は構造的な問題を孕んでいるからだ。脱炭素の動きを受けたエネルギー価格の高騰とバイオ燃料生産の増加、大国の都合による穀物の低価格輸出、温暖化による干ばつや洪水の多発、地下水の枯渇、食肉の増加など、解決が困難な問題が山積している。

本書は、ロシアによるウクライナ侵攻を端緒に、眼前に広がる世界規模の食料危機とその複雑な背景、さらには日本の食料安全保障など注目のテーマを、一般には知られていない情報を盛り込みつつ、飢餓の解決を阻む構造的な問題を徹底解説するとともに、日本の食料安全保障にも言及した必読の一冊。

目 次

- 第1章 侵略された「世界のパンかご」——悲劇の種は世界へ蒔かれた
- 第2章 食肉の消費拡大が飢餓を生む——主食穀物を圧迫する畜産の飼料
- 第3章 地球温暖化がもたらすもう一つの危機——農業は加害者であり被害者
- 第4章 食料か、燃料か——バイオ燃料が生み出した新たな農産物争奪戦
- 第5章 飢餓を招く大国の論理——アフリカ農業を壊した米欧の穀物戦略
- 第6章 化学肥料の争奪——膨大な人口を支える工業化された農業
- 第7章 日本の食料安全保障——世界との調和

購入申込先…………… お近くの書店、またはオンライン書店

進む地球温暖化、進むかカーボンニュートラル社会

「今世紀末に冬季オリンピックを適切に開催できるのは札幌だけ」。今年1月の新聞報道の見出し。その一か月後に冬季オリンピックが北京にて開催されるタイミングに出されたこともあり、記憶にある方も多いのではないかと。カナダのウォータールー大学を中心とした国際研究チームによれば、1920年以降の気象データと将来の気候変動傾向予測をもとに調査した結果、現在の温室効果ガス排出量の水準が続くと想定した場合、過去の冬季オリンピック開催都市(北京を含む21都市)のなかで適切な環境で再開催できるのは札幌のみとなった。仮に温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」が掲げた排出量目標を達成できた場合は、長野を含む8都市に増えるという。冬季オリンピック開催都市の2月日中平均気温はこの100年で6℃近く上昇しており、このまま続けば4年に一度の雪と氷の祭典ができなくなってしまう。

2021年8月IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の第6次評価報告書は、「人間の影響が大気、海洋および陸域を温暖化させてきたのは疑う余地がない」と断言した。「人類の活動が主な原因である可能性がきわめて高い」との表現にとどまっていたものから大きく踏み出した。多数の研究により、現在起きている気温上昇は過去何千年の間前例のないものであることが裏づけられたのだ。グテーレス国連事務総長は「報告書は人類へのコード・レッド(非常事態の合図)だ」と警鐘を鳴らした。

多くの国が「パリ協定」の目標達成のため21世紀半ばに温室効果ガスの排出量を実質ゼロ(カーボンニュートラル)にする削減目標を掲げているが、その達成の困難さに拍車をかけたのが2.24ロシアのウクライナ侵攻だ。長引く紛争で多くの国がエネルギー政策の変更を余儀なくされており、カーボンニュートラル社会の実現が遠のくことを危惧する。

エネルギーに関する国家目標の確立が重要であることは間違いないが、同時にそれぞれの地域でクリーン・エネルギーへの転換をいかに進めるか具体的に考えることが求められる。気候・産業・人口などの条件は地域により千差万別、

それぞれに合ったいわばスモール・エネルギー対策が今後の温室効果ガス削減のキーポイントになるのではないかな。

先日、北海道鹿追町環境保全センターを訪問した。同町は酪農という産業の特色(人口約5,500人、乳牛約18,000頭)を生かしバイオマスプラントを中心とした環境負荷の少ない循環型農業の確立に注力している。乳牛のふん尿に加え市街地から出る生ゴミや下水汚泥をバイオマス資源として有効活用するバイオマスプラントを平成19年から稼働、バイオガスによる発電(年間約1,700世帯分相当)に加え、精製圧縮したガスを燃料として使用、さらに処理過程で生産される「消化液」は環境に優しい有機質肥料として町内の地力向上に役立てている。また、余剰熱をサツマイモやマンゴー栽培、チョウザメ飼育、温度・湿度管理ができる農産物保管庫などに活用、加えてバイオガスから水素燃料を製造し、貯蔵・輸送・供給まで一貫した水素サプライチェーンの構築に向けた実証事業に取り組んでいる。同センターの資料によると、乳牛1頭が1年間に出すふん尿から製造する水素でFCV(燃料電池自動車)が約10,000km走行可能、これは自家用車の平均的年間走行距離に匹敵すること。バイオガスプラントがもたらすメリットは計り知れないが、最大の課題はコストである。こうした設備の初期導入費用、維持管理費やFIT制度による売電価格が今後大幅に低下することなど安定稼働には様々な厳しい条件をクリアする必要があり、どのように解決していくかが大きな課題だ。

産業革命以来、人類は多くの化石燃料を燃やし大量の二酸化炭素を排出してきた結果、温室効果ガスを増やし地球温暖化を加速してきた。カーボンニュートラル社会を実現するためには、エネルギーを作るとき・使うときに二酸化炭素を出さないことが当然となる社会に転換する必要がある。この社会システムの変革には膨大なコストがかかるうえに、何よりも人々の常識を根本から変えることが不可欠である。コストは地球上の皆で負担せねばならない。地球温暖化は日々進んでおり対応は待ったなしだ。課題先送りは取り返しのつかない事態を招くことになる。

((株)農林中金総合研究所 取締役会長 大竹和彦・おおたけ かずひこ)



援農が心理面に及ぼす影響と 受入農家の留意点

——西鉄グループ社員のアンケート結果に基づいて——

主任研究員 尾中謙治

はじめに

周知のとおり高齢化等による農家の労働力不足は大きな問題となっている。これによって農家の廃業・離農が増加し、耕作放棄が進行することによって、地域農業の衰退、さらには地域経済・社会の弱体化につながっている。農業の労働力不足は、農業者や地域農業だけではなく、地域全体の課題といえる。

そのような中で、労働力不足の対策のひとつとして「援農（＝無償もしくは最低賃金以下の謝礼や農産物を得つつ、農家の農作業を手伝うもの^(注1)）」が、行政や人手不足の農家だけでなく、地域を事業基盤としている企業などからも地域貢献や地域の維持・活性化にあたって注目されている。

しかし、援農への取り組みは、企業としてはCSR（企業の社会的責任）や企業イメージの向上などの意義はあるが、社員個人にとってのメリットは明確ではない。そのため企業としては社員に援農を紹介したり、あっ旋したりすることに躊躇してしまう面もある。

そこで、試行的に援農支援（社員への援農の紹介、参加申込への対応、受入農家との連

絡・調整など）に取り組んだ西日本鉄道株式会社（以下「西鉄」）の協力を得て、援農に参加した社員に心理テスト（POMS[®]2）を実施し、心理面の変化を測定した。また、別途アンケート調査により、援農に参加した理由や受入農家への改善要望、自由記述などの回答を得た。本稿ではその結果に基づいて、援農が心理面に及ぼす影響と受入農家の留意点を紹介する。

（注1）神奈川県農業技術センター（2022）の定義を参考。

1 西鉄グループの「援農 バケーション」の取組み

（1）契機と目的

2022年2月に一般社団法人九州経済連合会（以下「九経連」）、農林中央金庫および全国農業協同組合連合会福岡県本部が「農業の活性化に関する三者連携協定」を締結した。主な連携事項には、担い手不足の解消や地産地消の推進に関することが挙げられている。

西鉄は、福岡県を基盤に鉄道や路線バスなどの運輸業や不動産業等を行う会社であり、西鉄グループ全体としては、西鉄を含めて86社、1学校法人、従業員約1.9万人を

擁している。九経連の会員である西鉄は、「九州を活性化するために率先してできることはないか」と考え、三者連携締結後、援農に着手することとなった。

援農に着手した理由は、西鉄グループのサステナブル経営の根幹である基本理念の実践にある。西鉄グループの企業理念は「にしてつグループは、『出逢いをつくり、期待をはこぶ』事業を通して、“あんしん”と“かいてき”と“ときめき”を提供しつづけ、地域とともに歩み、ともに発展します」で、援農は地域農業の維持・発展に資するものであり、ひいては地域の発展や活性化につながると考えたからである。

また、一般的に、農作業は健康増進やストレス軽減につながるとも言われており、援農によって社員の健康や幸せ、さらには会社外でのコミュニティの形成や退職者のセカンドキャリアの選択肢などにもつながっていく可能性があることも理由のひとつである。

(2) 援農バケーションの内容および

参加者の概要と反応

西鉄グループによる援農は、「援農バケーション」という名称で、無償で行う農作業

のことである。平日の参加の際には、年次有給休暇またはボランティア休業を取って参加することとなっている。

援農バケーションは、2022年2月21日から7月29日の間に、日帰りで参加可能な5つの援農先で実施された。援農先は、西鉄、農林中央金庫、全国農業協同組合連合会福岡県本部の3者が相談して準備した先である。各援農先の実施期間や作業内容などは第1表のとおりであり、延べ参加人数は35名であった。なお、計画時は2月から3月上旬に実施する予定であったが、新型コロナの影響で期間が分散してしまっている。

参加者35名のうちアンケートに回答した28名の性別は、男性20名(71.4%)、女性8名(28.6%)、年代は20代5名(17.9%)、30代8名(28.6%)、40代10名(35.7%)、50代5名(17.9%)である。

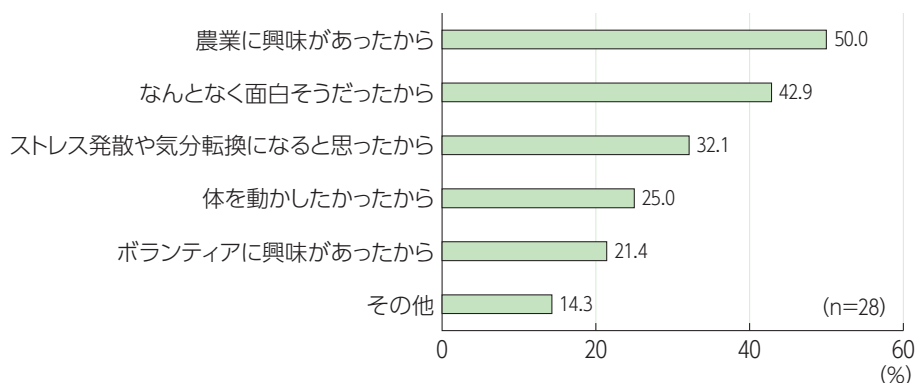
参加した動機(複数回答)は、「農業に興味があったから」(50.0%)が最も多く、次いで「なんとなく面白そうだったから」(42.9%)、「ストレス発散や気分転換になると思ったから」(32.1%)である(第1図)。

参加した感想としては、28名すべてが「とても良かった」もしくは「良かった」と回答しており、「どちらでもない」「悪かつ

第1表 援農バケーションの実施概要

援農先	実施期間	作業時間	作業内容	参加人数
A	2月21日～25日	8～17時	イチゴの収穫、親株の手入れ、出荷用箱折り	9名
B	4月16日・23日	9～15時	ラディッシュの収穫、パック詰め	6名
C	4月20日・22日	9～17時	トマトの葉かき、出荷用箱折り	7名
D	4月25日～27日	8～17時	ミニトマトの収穫、手入れ	5名
E	7月28日・29日	12～17時	スイカ選果場での作業	8名

第1図 参加動機(複数回答)



た」「とても悪かった」の回答はなかった。具体的な感想としては、「普段知ることができない農家の方々の大変さや、農業に関することを知ることができた」「普段は入れない場所なので貴重な経験になった」「単純に作業内容が面白かった。大人の社会科見学のように、新しい機会、出会いを楽しめた」「『目に見える成果』があり、貢献できた感を味わえ、精神的なりフレッシュ効果を感じた」「久々に体を動かせてリフレッシュになった」「普段とは違う自然の中での仕事でとても開放感があり、とても良い気分転換になった」「目の前の作業に没頭することで、公私ともに日常から切り離された時間を過ごすことができた」「1日があっという間に過ぎ、ひとりでいろいろと考えにふけることができる時間だった」「受入先の方々がとても親切な対応で、一緒に作業をして心地よかった」などが挙げられている。これらの感想を大別すると、「新しい知識の習得や体験」という知的好奇心の充足と「リフレッシュや気分転換」という快の感情や感覚の体験の二つであった。

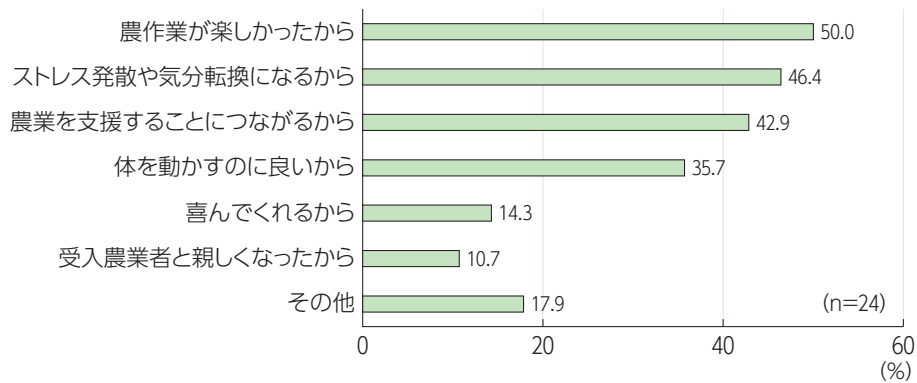
仮に同様の募集が再度あった場合について質問したところ、「参加したい」が24名(85.7%)、「どちらでもない」が4名(14.3%)、「参加したくない」の回答はなかった。「参加したい」と回答した24名の理由としては、「農作業が楽しかったから」(50.0%)が最も多く、次いで「ストレス発散や気分転換になるから」(46.4%)、「農業を支援することにつながるから」(42.9%)であった(第2図)。「その他」としては、「沿線地域との交流を通じて、新しい魅力の創出・発信のアイデアにつなげたいから」「色んな体験、経験ができるから」「新たな気づきや学びにつながるから」「他の農作物についても興味があるから」などが挙げられている。

2 援農が心理面に及ぼす影響

(1) POMS®2について

参加者から高評価を得ている援農であるが、それが心理面にどのような影響を与えているのかを、心理テストの一つである日本語版POMS®2 (Profile of Mood States 2nd

第2図 再度参加したい理由(複数回答)



Edition、気分プロフィール検査 第2版)の「成人用 短縮版」(35項目の質問に対して5段階評価)を用いて測定した。

POMS®2は、気分を評価する質問紙法のひとつとして米国で開発されたもので、被検者がおかれた条件により変化する一時的な気分、感情の状態を測定できるという特徴がある。POMS®2で測定できる7つの気分尺度は、【怒り－敵意】(以下、怒り)、【混乱－当惑】(混乱)、【抑うつ－落込み】(抑うつ)、【疲労－無気力】(疲労)、【緊張－不安】(緊張)、【活気－活力】(活気)、【友好】である(第2表)。また、「友好」を除く6つの尺度によってTMD (Total Mood Disturbance: ^(注2)総合的な気分状態)得点を算出することができる。これは、最も包括的な尺度であり、ネガティブな感情全般をどの程度経験しているかを示す最も信頼性のある指標である。^(注3)

(注2) TMD = 【怒り－敵意】 + 【混乱－当惑】 + 【抑うつ－落込み】 + 【疲労－無気力】 + 【緊張－不安】 - 【活気－活力】

(注3) Heuchert, J.P. & D. M. McNair (2015)

第2表 POMS®2で測定できる7つの気分尺度

① 怒り－敵意	怒りと他者への反感。強烈な怒りのほか、内心の腹立たしさや他人に意地悪したいなどの思いも示している。
② 混乱－当惑	当惑と認知効率の低さ。頭が混乱して考えがまとまらない状態。
③ 抑うつ－落込み	自分に価値がない、希望が持てない、罪悪感があるなど自信が喪失している状態。
④ 疲労－無気力	疲労感があり、意欲や活力が低下している状態。
⑤ 緊張－不安	緊張や不安の高まりを表す。神経の高ぶりや落ち着かないなどの特徴が見られる。
⑥ 活気－活力	元気さ、躍動感、活力の高さを表す。①～⑤のPOMS因子と負の関係を示す。
⑦ 友好	ポジティブな気分状態。対人関係の影響を表す。⑥と関係が強い。

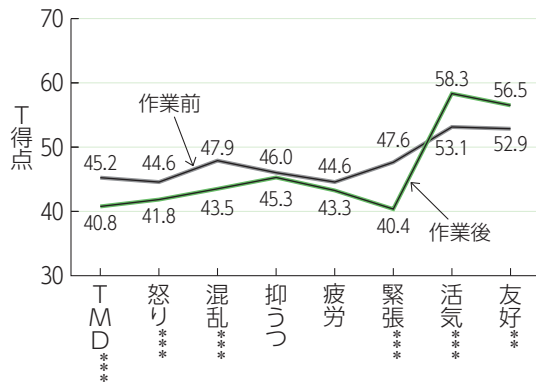
資料 横山(2020)

(2) 結果と考察

測定は、援農前と後にPOMS®2を実施した。2回の測定結果それぞれについては尺度の素得点をT得点(平均値が50、標準偏差が10となる得点)に換算して比較した(第3図は全参加者、第4～7図は年代別。T得点の解釈については第3表を参照)。被検者は、7月29日に参加した5名以外の30名である。

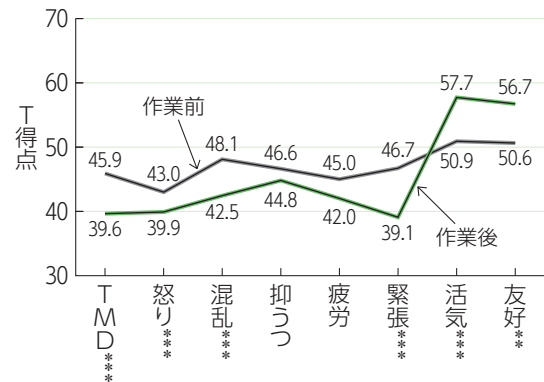
第3図に示したとおり、すべての尺度が改善(ネガティブな気分状態の低下、ポジテ

第3図 援農前後のPOMS®2の平均値
(全参加者・30名)



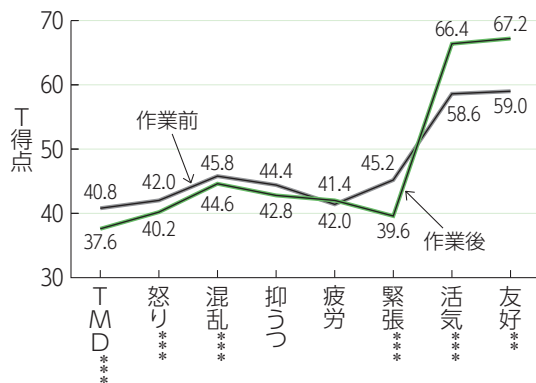
(注) ***は1%有意、**5%有意、*10%有意。

第6図 援農前後のPOMS®2の平均値
(40代・11名)



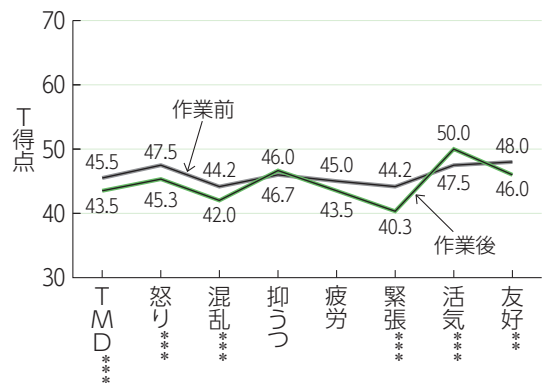
(注) 第3図に同じ。

第4図 援農前後のPOMS®2の平均値
(20代・5名)



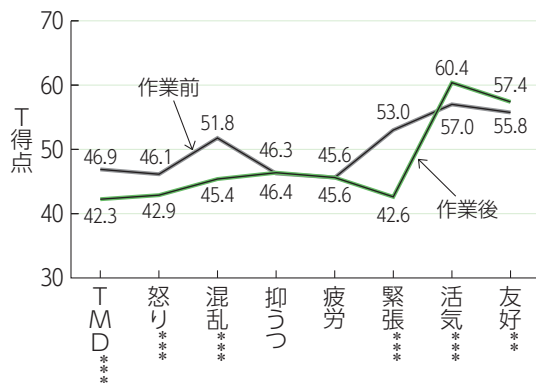
(注) 第3図に同じ。

第7図 援農前後のPOMS®2の平均値
(50代・6名)



(注) 第3図に同じ。

第5図 援農前後のPOMS®2の平均値
(30代・8名)



(注) 第3図に同じ。

ィブな気分状態の上昇)しており、「TMD」「怒り」「混乱」「緊張」「活気」「友好」には有意差が認められた。

TMD得点の減少から、ネガティブな感情全般の経験が低下したことがわかる。

個別尺度をみると、ネガティブな気分状態のなかで最も減少したのは「緊張」である。これは体を動かすことによって、神経のたかぶりや落ち着かなさを軽減することができたからだと考えられる。また、期待どおりの見通しのつかないときに生じる負

第3表 T得点の理解のためのガイドライン

T得点	区分	
	ネガティブな気分状態 (TMD、怒り、混乱、抑うつ、疲労、緊張)	ポジティブな気分状態 (活気、友好)
70+	非常に高い (標準より非常に強く懸念される)	非常に高い (標準より懸念が非常に少ない)
60～69	高い (標準より強く懸念される)	高い (標準より懸念が少ない)
40～59	平均的 (平均的なレベルの懸念)	平均的 (平均的なレベルの懸念)
30～39	低い (標準より懸念が少ない)	低い (標準より強く懸念される)
<30	非常に低い (標準より懸念が非常に少ない)	非常に低い (標準より非常に強く懸念される)

資料 Heuchert, J.P. & D. M. McNair (2015)

の感情である不安は、未来に意識が向いているときに生じるものであり、「今ここ」に意識を向けて取り組む援農によって緩和していると推察される。加えて、援農を一過性の運動と捉えたと、運動が不安症状の軽減に効果があることがわかってきており、それにも即する結果となっている。なお、運動は不安そのものを減らすだけでなく、不安の感受性を減少させることも報告されている。^(注4)

(注4) 瀬藤ほか (2018)

2番目に減少したのは「混乱」であり、これは援農を通じて日常の業務などから離れることができ、視野を広げることができた結果と考えられる。これによって物事の整理やアイデアの創発などにつながっていくことが期待される。

3番目は「怒り」である。怒りとは当然得られるべき(自分や他人への)期待が得られなかったり、得られそうにないときの負の感情である。^(注5)「怒り」が減少したのは、援

農に没頭する(=エネルギーを向ける)ことによって、怒りに向けるエネルギーが不足することによって生じたと考えられる。

(注5) 宗像ほか (2007)

「疲労」「抑うつ」の二つの得点は若干の減少であった。「疲労」は慣れていない援農ということもあり、日常の疲

れからは解放されたものの、援農による疲れを感じたことによる結果といえる。「抑うつ」については、援農の達成などを通じて自己効力感を高めることができ、それによって「抑うつ」の得点を下げるものの、自分自身で自分の価値を感じたり、自信を得ることは容易ではないことから減少幅が小さかったと考えられる。「抑うつ」をより減少させるためには、受入農家側からの承認や感謝などのフィードバックが必要と推察する。

ポジティブな気分状態である「活気」と「友好」の2つの得点は増加している。受入農家との作業中や休憩時間などでの会話を通じて「友好」の感情が高まり、「がんばろう」「農業者のお手伝いをしよう」などの思考につながり、「活気」の向上につながっていると考えられる。また、援農に没頭することによって、ネガティブな気分状態が減少し、「活気」を高めているともいえる。

年代別に比較してみると、20代は「活気」「友好」の増加、30代は「混乱」「緊張」の

減少が特徴的であり、40代は20代と30代の両方の特徴を含んだ結果となっている。50代は「緊張」以外の変化は小さく、「友好」は作業前よりも作業後の方が減少しており、援農による疲れなどが影響している可能性がある。作業場所別にも比較を行ったが、大きな違いは見出せなかった。

なお、上記は西鉄グループの健康な社員が参加した結果であり、精神疾患のある方が援農に参加した場合に同様の結果が得られるとは限らないことに留意していただきたい。

3 受入農家の留意点

今回の測定結果によれば、援農が心理面にプラスの影響があると見られるが、この影響の大小には受入農家の態度や作業体制なども関係している。受入農家による厳しい指導や声掛け、休憩なしの作業などが、援農への参加者の心理面に悪影響を与えることは容易に想像ができる。したがって、受入農家が援農しやすい状態を整えていないと、援農者の心理面に及ぼすプラスの影響が小さくなったり、マイナスの影響を与えてしまう可能性がある。受入農家自体も、援農しやすい状態を整備しておかないと援農に限らず、パート・アルバイトを募集しても応募がなかったり、定着しないという問題につながる。

神奈川県調査によると、援農しやすい農家として、横浜市では上位に「作業指示が明確」(35.0%)、「会話がしやすい」(21.3%)、

「力量の見極めができる」(20.0%)が挙げられている。他に回答の多いものとして「人柄・性格が良い」「感謝の気持ちを伝えてくれる」「時間管理がされている」「日程・^(注6) 度調整できる」などがある。

(注6) 神奈川県農業技術センター (2022)

以下では、西鉄グループの援農バケーションの参加者アンケートから、援農を受け入れるにあたっての農家側の留意点を紹介する。

まず、適切な「情報提供」である。今回の援農の募集案内には、事前に服装と持ち物についての情報が提供されていたが、「実際の作業に適さなかった」「必須と思わなかった」などの声があった。服装と持ち物の情報については、複数の参加者から改善要望があった。

他に複数から改善要望があったのは、「集合場所がわかりにくかったので、明確にして欲しい」というものである。参加者は援農先の圃場の住所がわかっているにもかかわらず、単独で自家用車などで行くのは難しかったようである。集合場所までの写真付きの地図を提供するなどの工夫が求められる。援農先によっては、農協の支店を集合場所として職員が援農先まで案内していたが、交通事情などで参加者全員が時間通りに支店に揃わなかったときなどの対応策も検討しておかなければならない。

他には、受入農家の顔写真やプロフィールなどを紹介して欲しいという意見もあった。これによって、参加へのハードルが下

がる可能性があるということである。

次に、援農時には、「作業内容」「作業量」「時間配分」「農作業の説明」「設備（トイレ・駐車場など）」「用具（買いやすさ・安全性など）」「接遇（話し方・服装など）」に留意することが必要である。今回の西鉄グループの援農先については、参加者の大部分が当該項目については「良かった」と回答している。

最後に、参加者に「援農に関わって良かった」と思ってもらい、援農を継続してもらうために大切なことは、受入農家が参加者に感謝の気持ちを伝えることである。今回の西鉄グループの援農バケーションは、試行的ということもあり、援農が必要という先だけでなく、援農を受け入れること自体に重きを置いた先もあった。そのようなこともあり、参加者の自由記述回答のなかには「受入先の方と話す中で『（今日は）体験だから〜』というコメントがあった。こちらとしてはボランティアという以上『役に立ちたい』という思いで行ったが、体験のお客様と捉えられているのだと思うと、作業の邪魔になっているのではないかなどと逆に申し訳ない気持ちになった。できれば受け入れ側も援農者を遠慮なく使ってほしいと思う」というものがあつた。また、『「援農」なのでキッチンと仕事として役に立ったのかが気になる』という記述もあつた。

参加者は受入農家から「助かっている」「来てくれて良かった」「ありがとう」などの感謝の言葉をフィードバックされることによって、自分が貢献できていること・役

に立っていることが理解できる。第2図でもみたとおり、再度援農に参加したいと回答した人の4割強が「農業を支援することにつながるから」という理由を挙げており、自分が役立っていると思えると、その取組みに意義を感じ継続したいと思うようになる。

また、受入農家からの肯定的なフィードバックは、参加者の自尊感情などを高め、先述したPOMS[®]2の尺度のひとつで減少幅の小さかった「抑うつ」得点の一層の減少を促し、心理面へのプラスの影響をより与える可能性が高くなる。それによって、援農への参加の満足度はさらに向上し、援農に再び参加したいという気持ちは高まるであろう。

援農への参加者に対して、受入農家は適切な作業内容や作業量などを設定したり、良好なコミュニケーションを取ることは最低限満たさなければならないことであるが、参加者への感謝の気持ちを伝えることも重要である。

おわりに

今回の援農バケーションの取組みは、参加した社員の満足度が非常に高かったことや、社員との会話などを通じて受入農家の方々の西鉄グループに対する理解が深まったことなどから、ES（社員満足度）と企業イメージの向上につながったと西鉄の担当者は評価している。

アンケート結果によると「参加して良か

った」という反応が大部分であり、その理由としては、知的好奇心の充足もしくは快の感情や感覚の体験を挙げている人が多かった。具体的に援農が心理面に与える影響については、POMS[®]2の結果からネガティブな感情全般の経験を低下させ、特に「緊張」を減少させることがわかった。

このような心理面に一定のプラスの影響を与える援農を企業が支援することは、社員の心の健康維持や不安・ストレスへの対処に役立ち、社員にとっても有益といえる。社員は、自分の自由にできる時間を援農という地域貢献活動に参加することによって、やりがいや生きがいなどを感じていると推察される。それが、人生全体の充実につながり、心身のリフレッシュを促すことによって、病欠欠勤などのネガティブな事象を減少させ、働き方を充実させること^(注7)につながっていくと考えられる。

(注7) 国土交通省 (2018)。ギャラップ社の調査によると、「地域社会に貢献していること」は、ウェル・ビーイング (幸福・人生の満足) を実現する要素のひとつとしている (ラス, T. & J. ハーター (2011))。

厚生労働省「令和3年 労働安全衛生調査 (実態調査)」によると、現在の仕事や職業生活に関することで、強い不安やストレス (以下「ストレス」) となっていると感じる事柄がある労働者の割合は53.3%である。援農によって、このようなストレスを抱えている社員を減らせる可能性がある。援農によって、ストレスの原因から距離を置くことができ、ストレス状態をリセットすることができる。それによって、社員個人のパ

フォーマンスが向上し、企業の生産性を高めていくことが可能となっていく。

このような企業の福利厚生・社員の健康保持増進につながる企業による援農支援は、農業者だけでなく、企業やその社員にとっても意義のある取組みであり、今後さらなる企業による援農支援の展開が期待される。それためには企業と農協系統組織による一層の連携・協力が求められる。

【謝辞】

本稿の作成にあたりまして、西日本鉄道株式会社のご担当者様にアンケートやヒアリング調査にご協力をいただき、感謝申し上げます。

<参考文献>

- ・神奈川県農業技術センター (2022) 「長続きする農家と援農者とのかかわり」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cf7/cnt/f450010/p581108.html> (参照2022年8月31日)
- ・草野拓司 (2021) 『農協による農福連携と援農ボランティアの展開方向に関する研究』総研レポート2020調一No.8
- ・国土交通省 (2018) 『平成29年度 国土交通白書』
- ・瀬藤乃理子・片桐祥雅・西上智彦・中尾和久 (2018) 「メンタルヘルスに対する運動の介入効果に関する近年の知見」『甲南女子大学研究紀要』第12号、看護学・リハビリテーション学編
- ・日本基金 (2018) 「平成30年度 農福連携の効果と課題に関する調査結果」
- ・農林水産省 (2015) 「企業向け農林漁業体験導入マニュアル—教育ファームの活用—」
- ・Heuchert, J.P. & D. M. McNair (2015) 『POMS[®]2 日本語版 マニュアル』(横山和仁監訳) 金子書房
- ・ハンセン, A. (2022) 『ストレス脳』(久山葉子訳) 新潮社
- ・フリース・アナスン, M. & M. キングストン (2017) 『北欧の最新研究によるストレスがなくなる働き方』(神月謙一訳) フォレスト出版
- ・堀越勝 (2015) 『ケアする人の対話スキルABCD』日本看護協会出版会
- ・宗像恒次ほか (2007) 『SAT法を学ぶ』(宗像恒次監

修) 金子書房

- 横山和仁 (2020) 「心身の状態がすぐわかる『POMS』検査に迫る」 金子書房
<https://www.note.kanekoshobo.co.jp/n/n3e1aa83f6f13> (参照2022年8月31日)
- ラス, T. & J. ハーター (2011) 『幸福の習慣』 (森川里美訳) ディスカヴァー・トゥエンティワン

(おなか けんじ)



統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(47)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(47)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(47)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(48)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(48)
6. 農業協同組合 主要勘定	(48)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(50)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(50)
9. 金融機関別預貯金残高	(51)
10. 金融機関別貸出金残高	(52)

統計資料照会先 農林中金総合研究所企画総務部

T E L 03 (6362) 7752

F A X 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。

「0」 単位未満の数字	「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳	「△」 負数または減少
「*」 訂正数字	「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共 通 計
2017 . 8	64,565,307	2,153,003	40,130,884	24,764,661	62,176,800	10,327,776	9,579,957	106,849,194
2018 . 8	66,557,692	1,558,640	33,486,370	24,174,612	51,554,384	11,915,002	13,958,704	101,602,702
2019 . 8	66,186,946	1,052,440	32,100,839	20,572,848	52,098,016	17,258,105	9,411,256	99,340,225
2020 . 8	64,736,441	605,609	34,329,201	19,491,119	48,698,768	18,904,699	12,576,665	99,671,251
2021 . 8	65,142,297	311,432	32,468,503	16,951,501	43,502,363	20,555,642	16,912,726	97,922,232
2022 . 3	63,729,429	363,780	36,134,950	17,171,415	46,963,039	21,241,931	14,851,774	100,228,159
4	64,130,512	360,247	40,093,678	18,859,173	45,190,360	20,055,752	20,479,152	104,584,437
5	63,428,351	349,564	37,378,601	17,859,823	43,927,917	18,854,249	20,514,527	101,156,516
6	64,166,425	348,057	34,680,751	15,849,455	43,122,827	19,391,379	20,831,572	99,195,233
7	63,644,764	335,997	35,812,729	16,926,214	42,422,571	18,575,426	21,869,279	99,793,490
8	64,001,960	330,010	35,599,711	18,618,602	43,888,783	17,535,647	19,888,649	99,931,681

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2022年8月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	52,022,292	-	3,690,667	84	8,955	-	55,721,998
水 産 団 体	1,953,647	-	135,305	1	37	-	2,088,990
森 林 団 体	2,297	-	6,401	2	208	-	8,908
そ の 他 会 員	1,279	-	15,704	-	-	-	16,983
会 員 計	53,979,515	-	3,848,077	87	9,200	-	57,836,879
会 員 以 外 の 者 計	787,265	10,169	531,667	71,927	4,759,295	4,758	6,165,082
合 計	54,766,779	10,169	4,379,744	72,014	4,768,496	4,758	64,001,961

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 417,745百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2022年8月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系 農 業 団 体	1,544,799	5,441	63,898	-	1,614,138
統 開 拓 団 体	-	-	-	-	-
水 産 団 体	63,550	8,817	9,472	-	81,839
森 林 団 体	1,692	634	3,201	4	5,531
そ の 他 会 員	800	190	520	-	1,510
会 員 小 計	1,610,841	15,082	77,091	4	1,703,018
その他系統団体等小計	153,114	6,561	58,597	-	218,272
等 計	1,763,955	21,643	135,688	4	1,921,290
関 連 産 業	4,979,462	66,191	948,697	1,420	5,995,770
そ の 他	9,386,762	22,510	209,315	-	9,618,587
合 計	16,130,179	110,344	1,293,700	1,424	17,535,647

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2022. 3	8,036,444	55,692,985	63,729,429	-	363,780
4	8,763,029	55,367,483	64,130,512	-	360,247
5	8,092,998	55,335,353	63,428,351	-	349,564
6	9,297,572	54,868,853	64,166,425	-	348,057
7	8,494,806	55,149,958	63,644,764	-	335,997
8	9,234,443	54,767,517	64,001,960	-	330,010
2021. 8	8,171,283	56,971,014	65,142,297	-	311,432

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2022. 3	64,994	17,106,421	46,963,039	7,992,279	4	-	129,501
4	38,972	18,820,201	45,190,360	7,986,663	-	-	130,373
5	38,001	17,821,822	43,927,917	8,269,888	-	-	150,875
6	40,449	15,809,006	43,122,827	8,574,568	-	-	139,951
7	43,060	16,883,154	42,422,571	8,706,262	-	-	143,558
8	39,830	18,578,772	43,888,783	9,211,577	102	-	110,343
2021. 8	68,593	16,882,908	43,502,363	10,216,753	-	-	76,001

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸		方			
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金	
	計	う ち 定 期 性				
2022. 3	68,158,788	66,690,761	860,595	1,644,193	2,549,663	
4	68,574,835	67,041,788	859,747	1,641,793	2,549,618	
5	68,264,670	67,026,611	864,209	1,642,193	2,549,618	
6	68,923,759	67,413,534	887,497	1,552,093	2,549,618	
7	68,796,749	67,311,718	934,640	1,537,694	2,551,075	
8	68,977,850	67,263,379	949,512	1,533,034	2,552,174	
2021. 8	69,664,157	68,014,887	824,120	1,901,095	2,430,795	

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸			方	
	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2022. 2	46,233,550	62,604,708	108,838,258	700,899	626,927
3	46,421,550	61,920,505	108,342,055	689,211	613,653
4	46,961,713	61,958,471	108,920,184	697,575	622,640
5	46,572,751	62,065,240	108,637,991	716,221	640,873
6	47,349,069	62,524,276	109,873,345	687,203	611,292
7	47,082,184	62,578,096	109,660,280	697,099	621,627
2021. 7	44,166,723	64,404,435	108,571,158	735,591	656,534

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	684,692	4,040,198	31,410,060	100,228,159
1,680,000	1,029,230	4,040,198	33,344,250	104,584,437
1,420,000	879,536	4,040,198	31,038,867	101,156,516
-	1,317,081	4,040,198	29,323,472	99,195,233
1,600,000	1,472,422	4,040,198	28,700,109	99,793,490
1,395,000	1,607,834	4,040,198	28,556,679	99,931,681
-	2,029,636	4,040,198	26,398,669	97,922,232

貸 出 金				コ ー ル	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
19,774,156	1,336,469	1,803	21,241,931	-	14,851,770	100,228,159
18,775,935	1,147,439	2,003	20,055,752	-	20,479,152	104,584,437
17,434,059	1,267,565	1,749	18,854,249	-	20,514,527	101,156,516
17,953,638	1,295,915	1,873	19,391,379	-	20,831,572	99,195,233
17,193,560	1,236,394	1,912	18,575,426	-	21,869,279	99,793,490
16,130,179	1,293,700	1,424	17,535,647	-	19,888,547	99,931,681
19,277,309	1,201,074	1,256	20,555,642	4,410,000	12,502,726	97,922,232

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
99,668	41,272,853	41,196,794	70,000	1,594,596	22,163,947	8,647,462	2,206,338
87,915	41,915,738	41,856,654	30,000	1,593,377	21,004,605	8,569,573	2,207,823
82,107	41,532,222	41,463,331	45,000	1,606,879	21,125,000	8,582,332	2,218,385
82,355	42,083,434	42,018,684	75,000	1,623,298	21,092,601	8,577,614	2,235,056
81,006	42,028,571	41,968,400	55,000	1,640,017	20,931,440	8,627,854	2,253,707
81,324	42,170,208	42,100,513	55,000	1,648,273	20,902,476	8,717,710	2,268,819
79,362	44,048,107	43,982,455	55,000	1,438,618	20,104,258	8,635,154	2,121,720

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方							報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農)貸付金	
415,014	81,139,908	80,855,169	5,501,416	2,286,268	23,053,134	123,118	563
436,869	80,456,885	80,142,637	5,552,764	2,330,038	23,156,045	124,156	563
456,028	80,936,385	80,620,327	5,631,558	2,371,237	23,215,428	125,267	552
442,362	80,415,657	80,086,909	5,683,993	2,387,511	23,360,457	125,953	552
445,511	81,356,495	81,016,864	5,840,574	2,502,871	23,428,486	126,199	552
435,825	81,042,274	80,697,534	5,880,909	2,508,908	23,510,403	126,701	552
444,445	81,780,899	81,528,124	4,765,425	1,776,949	22,806,432	133,132	563

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2022. 5	2,459,726	1,627,376	76,874	58,372	19,095	1,976,376	1,952,679	85,990	477,976
6	2,466,741	1,625,906	74,974	58,373	18,619	1,979,971	1,957,231	89,249	477,873
7	2,460,735	1,616,985	71,074	58,373	18,615	1,966,589	1,945,480	88,507	480,126
8	2,446,328	1,609,886	70,124	58,428	19,088	1,943,400	1,922,911	90,305	484,462
2021. 8	2,466,506	1,675,192	82,555	58,285	19,236	2,007,191	1,987,473	76,253	472,443

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁 業 協 同 組 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方						報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2022 . 3	805,977	421,793	67,265	46,555	97,891	6,156	826,137	818,308	-	112,857	2,944	75
4	798,716	417,734	74,644	48,214	97,884	5,629	828,555	820,816	-	114,597	2,907	75
5	800,792	418,605	75,854	48,300	97,899	6,745	825,909	817,813	-	115,032	2,775	75
6	800,493	414,865	77,026	48,125	97,847	6,051	822,178	813,347	-	115,187	2,715	75
2021 . 6	762,895	406,061	80,726	52,807	98,262	6,264	771,323	763,908	-	127,544	3,684	75

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残高	2019 . 3	1,032,245	664,436	3,755,950	2,681,866	655,093	1,434,772	207,220	
	2020 . 3	1,041,148	667,436	3,929,329	2,777,707	624,155	1,452,678	211,724	
	2021 . 3	1,068,700	681,807	4,332,234	3,054,406	675,160	1,555,960	224,049	
	2021 . 8	1,088,294	696,642	4,302,659	3,107,340	667,044	1,601,468	230,914	
		9	1,084,363	690,794	4,313,300	3,089,859	664,540	1,597,903	231,356
		10	1,089,695	693,007	4,321,683	3,103,499	668,029	1,604,483	231,778
		11	1,085,954	690,598	4,351,444	3,115,247	667,207	1,602,516	231,434
	2022 .	12	1,092,188	692,842	4,300,795	3,145,404	672,799	1,610,111	232,675
		1	1,085,949	687,091	4,359,858	3,123,134	665,962	1,603,150	231,880
		2	1,088,383	688,277	4,367,547	3,134,851	667,506	1,608,712	232,415
		3	1,083,421	681,588	4,474,944	3,181,644	670,555	1,588,700	229,806
		4	1,089,202	685,748	4,475,186	3,201,936	679,689	1,618,560	234,145
		5	1,086,380	682,647	4,510,431	3,198,039	675,665	1,613,925	233,397
		6	1,098,733	689,238	4,436,312	3,221,788	682,379	1,624,784	235,995
		7	1,096,603	687,967	4,444,683	3,213,705	681,628	1,621,722	235,623
8 P	1,097,750	689,779	4,455,048	3,203,784	680,117	1,624,404	…		
前年	2019 . 3	1.9	2.5	4.5	2.4	△2.0	1.8	1.9	
	2020 . 3	0.9	0.5	4.6	3.6	△4.7	1.2	2.2	
	2021 . 3	2.6	2.2	10.3	10.0	8.2	7.1	5.8	
同月比増減率	2021 . 8	1.8	1.3	3.7	5.8	0.4	3.2	3.9	
		9	1.8	1.0	3.5	5.3	△0.2	2.7	3.6
		10	1.6	0.9	4.3	5.1	△0.4	2.7	3.4
		11	1.5	0.6	3.2	5.1	△0.2	2.4	2.9
		12	1.3	0.2	3.5	4.8	△0.7	1.9	2.6
	2022 .	1	1.2	0.2	4.1	4.2	△1.3	1.9	2.4
		2	1.1	0.2	4.1	3.7	△1.5	1.8	2.1
		3	1.4	△0.0	3.3	4.2	△0.7	2.1	2.6
		4	1.3	△0.2	2.7	4.3	△1.0	1.7	2.6
		5	1.2	△0.5	3.0	3.0	1.4	1.6	2.3
		6	1.0	△1.0	3.1	3.4	1.9	1.7	2.4
		7	1.0	△0.8	3.8	3.4	2.0	1.7	2.2
		8 P	0.9	△1.0	3.5	3.1	2.0	1.4	…

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。

2 都銀、地銀、第二地銀には、オフショア勘定を含む。

3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。

4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

5 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2019 . 3	207,386	59,768	1,934,688	2,082,899	517,558	719,838	114,920
	2020 . 3	211,038	63,300	1,966,560	2,192,275	489,890	726,752	118,549
	2021 . 3	215,956	65,451	2,072,988	2,294,424	523,448	784,374	126,299
	2021 . 8	220,707	65,134	2,028,398	2,317,070	512,273	783,020	126,878
	9	220,882	64,168	2,031,036	2,325,910	513,498	786,443	127,646
	10	221,607	64,860	2,020,997	2,330,993	513,709	785,144	127,832
	11	222,048	64,849	2,028,986	2,334,660	513,571	783,304	127,724
	12	221,774	64,708	2,034,068	2,349,043	518,097	788,778	128,650
	2022 . 1	221,876	64,676	2,025,427	2,347,127	515,334	784,333	128,403
	2	222,368	64,738	2,035,514	2,352,591	516,372	783,788	128,611
	3	223,370	64,411	2,068,312	2,365,386	519,480	788,013	129,855
	4	223,852	63,618	2,046,060	2,368,641	520,597	786,115	129,448
	5	225,227	63,639	2,046,889	2,373,512	521,314	784,492	129,580
	6	225,812	63,426	2,074,240	2,381,717	524,125	785,825	129,895
	7	226,563	63,741	2,075,599	2,396,803	527,055	787,864	130,245
	8 P	227,205	64,489	2,082,903	2,404,762	527,133	787,198	...
	2019 . 3	1.4	7.0	6.5	4.3	△0.3	1.4	3.8
	2020 . 3	1.8	5.9	1.6	5.3	△5.3	1.0	3.2
	2021 . 3	2.3	3.4	5.4	4.7	6.9	7.9	6.5
前年同月比増減率	2021 . 8	3.4	△0.7	△2.9	2.2	0.2	2.1	3.2
	9	3.5	△1.1	△2.5	2.5	0.3	1.7	3.2
	10	3.5	△1.9	△2.4	2.5	0.0	1.2	3.1
	11	3.6	△1.7	△2.8	2.8	△0.3	1.1	2.9
	12	3.5	△2.2	△1.6	2.9	△0.2	0.9	3.0
	2022 . 1	3.5	△2.2	△1.7	2.6	△0.7	0.6	2.8
	2	3.3	△2.1	△1.6	2.6	△0.8	0.4	2.5
	3	3.4	△1.6	△0.2	3.1	△0.8	0.5	2.8
	4	3.4	△1.5	△0.6	3.2	△0.7	0.2	2.6
	5	3.1	△1.7	△0.2	2.7	2.1	△0.0	2.5
	6	3.0	△1.6	1.5	3.1	2.5	0.2	2.6
	7	2.9	△1.7	2.1	3.3	2.7	0.3	2.6
	8 P	2.9	△1.0	2.7	3.8	2.9	0.5	...

- (注) 1 表9 注1、注2に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
4 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」データ寄贈のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年3月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取り組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、このホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、国立国会図書館ホームページ「東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」からの閲覧が可能となりましたので、ご案内申し上げます。

（株）農林中金総合研究所

<寄贈先：国立国会図書館ホームページ>

国立国会図書館
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）
[URL: <https://kn.ndl.go.jp/>]



※

国立国会図書館
インターネット資料収集保存事業
(WARP)
[URL: <https://warp.da.ndl.go.jp/>]



「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）（承継）」のデータ一覧 ([https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=\(repository_id:R200200057\)&lang=ja_JP](https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=(repository_id:R200200057)&lang=ja_JP))
閲覧いただくページは国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）で保存したものととなります。

※検索手順：①（ひなぎく）HPから「詳細検索」タブを選択。
②「詳細検索ページ」が開いたら「全ての提供元を表示」ボタンを押下。
③ページ下部の「全て選択/解除」ボタンで一旦✓を外してから、提供元「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）」を選択のうえ、キーワードをいれて検索してください。
→「（詳細情報を見る）」をクリックすると、テキスト情報が掲載されます。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農 林 金 融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2022年11月号第75巻第11号〈通巻921号〉11月 1 日発行

編 集

株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発 行

農林中央金庫／〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1

印刷所

永井印刷工業株式会社